

令和5年度第4回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和6年3月25日（月）18時30～

場所：北とぴあ14階スカイホール

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- ①（仮称）東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方（案）に関するパブリックコメント実施結果について
- ②「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」（案）のパブリックコメント実施結果と今後の予定について
- ③北区児童相談所等複合施設運営指針策定について
- ④令和6年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について
- ⑤令和6年度子ども未来部の組織改正について
- ⑥出産・子育て支援担当部長の業務内容等について
- ⑦令和6年度予算案主な事業（抜粋）について

3 その他

4 閉会

【資料一覧】

| 資料 No. | 資料名 | 配付区分 |
|--------|--|------|
| 資料1 | （仮称）東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方（案）に関するパブリックコメント実施結果 | 事前送付 |
| 資料1-② | 第5号議案 東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例 | // |
| 資料2 | 「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」（案）のパブリックコメント実施結果と今後の予定について | // |
| 資料3 | 北区児童相談所等複合施設運営指針策定について | // |
| 資料3-② | （資料3の一部カラー資料） | // |
| 資料4 | 令和6年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について | // |
| 資料5 | 令和6年度子ども未来部の組織改正について | // |
| 資料6 | （仮称）出産・子育て支援担当部長の業務内容等について | // |
| 資料7 | 令和6年度予算案主な事業（抜粋）について | // |

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・横山

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話03-3908-9097

(仮称) 東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方(案)に関するパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月1日(金)～令和6年1月5日(金)

(2) 周知方法

北区ニュース(12月1日号)、北区公式ホームページ、北区公式SNS(Facebook、Twitter)、北区公式YouTubeチャンネル

(3) 案の閲覧場所

子ども未来課、区政資料室、地域振興室、区立図書館、児童館、子ども家庭支援センター及び子どもセンター・ティーンズセンター、北区ホームページ

(4) 意見提出者数：224名(内訳：ホームページ34名、ホームページ(子ども向け)187名、FAX3名)

(5) 意見総数：367件(うち、子どもからは208件) ※類似する意見は取りまとめて公表しています。

2 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

【条例の名称について】

| No. | 意見の概要 | 件数 | 区の考え方 |
|-----|---|----|--|
| 1 | 「権利」と「幸せ」を条例の名称として並列に置くことに違和感がある。「幸せ」だと感じる基準は人により異なるため「権利」のみでよいと思う。 | 2 | 区内の公立・私立小中学校の児童・生徒を対象とした条例に関する意見聴取アンケートの条例名称に係る設問において、「『幸せ』という語句を含むもの」という選択肢が最も多くの支持を集める結果となり、子どもからの意見聴取結果を尊重し、条例名称案へ「権利」だけでなく「幸せ」も加えることとしました。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 2 | 名称には、必ず「子どもの権利」という語句を用いてほしい。 | 1 | 当基本的考え方のタイトルにもありますように「（仮称）東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」として、条例の名称中に「子どもの権利」を含んでおります。 |
| 3 | 我が国は子どもの権利条約を批准しているにも関わらず、その周知不足から、子どもを対象としたアンケート調査において、条例の名称に用いる語句として「権利」はあまり選ばれなかったのではないかと。 | 1 | 現状における子どもの権利条約に関する子どもたちへの理解・認識については、課題があるものと認識しております。条約にも謳われている子どもの権利は重要なものであることから、条例制定を機に普及啓発を図ってまいります。 |

【前文について】

| | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 4 | 区や大人には、子どもの権利を保障する責務があることを前文に書いてほしい。 | 1 | 前文案には、大人からのメッセージおよび区からのメッセージとしてご指摘の内容を盛り込む予定です。 |
|---|--------------------------------------|---|---|

【総 則】

| | | | |
|---|---|---|--|
| 5 | 総則の「子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とする。」は、「子どもが自分らしく安心して暮らすことのできるまちをつくることを目的とする。」としてほしい。 | 1 | 総則の「子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現」には、まちづくりも含まれます。また、条例ではなるべく、子どもを主体と捉え、基本的に「まち（周囲）が子どもにもやさしくする」ということではなく「子どもが幸せに成長していく」といった表現を心掛けました。 |
|---|---|---|--|

| | | | |
|---|--|---|--|
| 6 | <p>「生きる権利・育つ権利」があることを明記し、地域社会に参加する権利についても加えるべきだ。</p> | 1 | <p>「児童の権利に関する条約の理念に基づき」と明記することで、「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」は本条例においても尊重されるべき権利であることを示しています。</p> <p>また、地域社会への参加については「区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設および団体の活動において子どもの意見等の反映または参加に努めること」といった規定を盛り込んでいます。</p> |
| 7 | <p>基本理念へ「自己愛や自己肯定感」「他者への思いやり」「ルールを守る」といった内容を盛り込み、豊かな精神の育成を目指すことを規定すべきだ。</p> | 1 | <p>理念に「子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。」と規定しており、自らの個性が尊重されると同時に、他者のそれについても尊重しあうこととしております。</p> <p>また、「子どもの権利に関する条約」に子どもに対する義務規定がないように、子どもの権利を保障することを目的とした条例であるため、子どもに義務を課すような規定はできるだけ設けないようにしました。</p> |
| 8 | <p>「最も善いことは何かを第一に考えること。」は、「最も善いことは何かを第一に考え、子ども自身がそれについて意見を表明できること。」としたほうが良いのではないか。</p> | 1 | <p>子どもが意見を表明する権利については、広くさまざまな事柄を対象とすることとして、別項目で明記する考えです。</p> |
| 9 | <p>条約の一般原則となっている4つの柱（差別の禁止、最善の利益、育つ権利、意見の尊重）を明記してほしい。</p> | 1 | <p>条例案文において、ご指摘の内容を包含しているものと認識しております。</p> |

【言葉の意味（定義）】

| | | | |
|----|--|---|---|
| 10 | 「子ども」の定義へ、北区内に住む子どもとネットで会話している海外在住の子どもや、通学のために電車で北区内を通過しただけの子どもも含むべきだ。 | 1 | 当該規定において「前(1)から(3)までに当てはまる人のほか、区内で生活し、活動する人」としており、広く北区に関わりのある子どもを対象にする規定としています。 |
| 11 | 大人への移行期の支援も大切だと思うが「18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認める事が適当と認める人」という表現はわかりにくい。 | 1 | 他自治体の事例等を研究しましたが、条例の規定としては最適なものと考えます。ただし、子どもたち等への普及啓発に当たってはより分かりやすい表現等を工夫してまいります。 |
| 12 | 18歳を超えた人についても触れてほしい。 | 1 | 18歳未満の人と等しく権利を認めることが適当と認める人についても、当条例における子どもとして定義しております。 |
| 13 | 子どもは、そのまま今を生きる存在であり「将来大人になって世の中を担う仲間となる人」という存在ではない。ありのままの存在が大人である私たちのパートナーであり、権利を有する存在である。 | 1 | 大人と同じように、子どもも一人の人間として持っている権利があるという認識のもと、本条例を制定することとしています。 |
| 14 | 「区民等」の定義に、インターネットやテレビなどで北区民や北区を対象としたコメントなどを募集する事業者も含めるべきだ。 | 1 | 本条例における事業者については、広く北区に関わりのある事業者を対象にしたいと考えております。 |
| 15 | 家庭環境に問題を抱えていたり、不登校だったりする子どもは、区の施設だけではなくゲームセンターやカラオケ等の事業者を利用することも想定されるため、「区民等の役割」に「事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるもの」という文言を追加してほしい。 | 5 | 本条例案における「区民等」の中には「区内で事業を営んでいる人」も含んでおり、さまざまな事業者にも協力を呼び掛けながら、子どもの権利と幸せを保障できるようにしたいと考えております。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 16 | 「育ち学ぶ施設」の定義づけに、いわゆる児童福祉施設も含まれると思うが、もう少しはっきりする言葉で定義してほしい。 | 1 | ご指摘の児童福祉施設や学校をはじめとして、子どもたちが育ち、学ぶために今後も多様化が見込まれる様々な施設を対象とする語句として、先行する他の自治体の規定を参考に「育ち学ぶ施設」と定義しております。 |
|----|--|---|--|

【大切な子どもの権利】

| | | | |
|----|--|---|--|
| 17 | 「ゆったりと安心できる場所で休めること。」とされている子どもの権利は、「ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間をもつことができること。」と規定すべきだ。 | 2 | この規定は、こどもの権利条約に定める休息する権利について、分かりやすいものとなるよう策定したものです。なお、本条例案においては、子どもの居場所づくりの項に、「子どもが自由にのびのびとあそび、学びその他の活動するために必要な居場所づくりに努める」と規定したいと考えております。 |
| 18 | 「様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、および親しむこと。」とされている子どもの権利は、「様々な文化、芸術、スポーツなどが楽しめ、自己表現ができること。」としたほうがよい。 | 2 | この規定は、こどもの権利条約第31条の「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。」の条文に沿った形となるよう文案を策定しています。 |
| 19 | 子どものあそび権利、休息をとる権利について、明記してほしい。 | 1 | 大切な子どもの権利として、ご指摘の権利を明記しております。 |
| 20 | <p>「繰り返し挑戦できること。」とした子どもの権利は、「失敗してもやり直すことができること。」とすべきである。</p> <p>失敗は、次への大事な一歩であり、それを前向きに捉え、次の選択に向かう力が子ども達には必要なのではないか。</p> | 5 | 子どもにとっては失敗と捉えてしまう事であっても、周囲の大人たちは、子どもの成長の一過程であると前向きに捉えることが望ましいものと考え、「繰り返し挑戦できること。」と規定しております。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 21 | 子どものプライバシーを尊重しなければならないのは保護者に限られない。たまたま子どものプライバシー情報を知ってしまった大人や子どもも他の子どものプライバシーを尊重する必要がある。「すべての者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重するよう努めること。」 | 1 | 「大切な子どもの権利」において、「プライバシーが大事にされること。」と規定し、「受けた相談」に限らずあらゆる事象を対象とする考えです。 また、「子どもが安全、安心して過ごせる環境づくり」においても「区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どものプライバシーが尊重されるよう努めること。」としております。 |
| 22 | 「受けた相談の内容」に限らず、たまたま知ってしまった情報であっても、子どもが他人に知られたくないと望むことについては慎重に扱わなくてはならないはずである。 | 1 | |
| 23 | 「子どもは、いつでもどんな内容でも相談できる」という趣旨の規定を盛り込むべき。 | 1 | 「大切な子どもの権利」の中で「悩んでいること、困っていることなどを相談できること。」と規定しています。 |
| 24 | 条例を制定することには賛成ですが、北区として大切にしたい子どもの権利やそれをどう守るのかの具体について踏み込んだ内容となるよう、趣旨および条文については検討されるべきだと考えます。 | 1 | これまで、子どもたちへの意見聴取を重ね、その結果として、「なやんでいること、困っていること等を相談できること」「一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること」といった独自性の高い子どもの権利等も盛り込み、普及啓発に努めることを規定しています。また、子どもからの意見等をもとめる会議、権利委員会および権利擁護委員の設置など、大切にしたい子どもの権利を守るための仕組みについても規定したいと考えております。 |
| 25 | 「家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向、性自認等により差別をされないこと。」とされている箇所へ、「身体的特徴」や「性格」に関連した差別（悪口、いじめ）についても加えてほしい。 | 1 | 差別の要因となる事象は多岐・多様にわたることから、条例では今年度策定した北区基本構想の規定に沿った表現にしたいと考えております。なお、差別・いじめ等の防止については、現在も取り組んでおります。 |

【子どもの権利を保障するための役割】

| | | | |
|----|--|---|--|
| 26 | <p>子どもの権利条例に準拠して、地域全体で子どもたちをあたたく見守る体制を構築してほしい。</p> <p>現状は、子どもたちの権利は守られておらず、多くの大人にその認識がないと感じております。例えば、「公園における子どもの遊びを極端に制限するルール」や「ふれあい館の子ども利用の制限」などにそれが現れている。</p> | 1 | <p>本条例案では、区民等の役割として「区民等は地域において子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支援するよう努めること。」と規定しております。また、「子どもの権利の普及啓発」において「区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めること。」と規定しております。</p> <p>これらの規定に則り、取り組みを進め、地域全体で子どもたちをあたたくみまもる体制の構築を目指したいと考えております。</p> <p>そのほかの具体的ご提案については、個別の事業に係るご意見として受け止め、関係する部署へ情報提供いたします。</p> |
| 27 | <p>「育ち学ぶ施設」、「団体」の定義について、「団体」というのは一般名詞であり定義を置くのはふさわしくない。原案でも、地方公共団体という用語が登場しているが、「団体」について定義すると、地方公共団体という用語の一部である「団体」という部分についても定義されてしまうことになる。そこで、「育ち学ぶ施設」及び「団体」をそれぞれ定義するのではなく、「育ち学ぶ施設および団体」を1つの用語として定義すべき。</p> | 1 | <p>子どもに関する同趣旨の条例を制定する先行自治体の多くが、「育ち学ぶ施設及び団体」という表現を用いており、この場合の「団体」は「育ち学ぶ施設」とは異なる対象であることから、それぞれ定義を定めております。</p> |
| 28 | <p>保護者の役割に「保護者は児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と明記してほしい。特に、虐待など子どもの権利を脅かす行動が起こらないよう「保護者は●●をしてはいけない」といった表現で子どもの権利を侵害する行動を禁止すべきだ。</p> | 1 | <p>虐待等については、「虐待、体罰等の防止」の項に「虐待等については、「誰であっても、どのような理由があってもしてはならない」旨規定します。保護者の役割については、保護者の状態により養育等を担うことができない場合があること等にも考慮する必要があると考えております。</p> |
| 29 | <p>子育ての負担が女性親だけに偏りがちなので、両親が保護者の場合はどちらも同じ責任を負うことを明記してほしい。</p> | 1 | <p>性別を理由とする保護者の育児・家事負担の偏在については、区としても課題と捉えており、解消のため引き続き取り組みを推進してまいります。</p> |

【子どもの幸せの実現に向けた取組の推進】

| | | | |
|----|--|---|---|
| 30 | 「子どもの幸せの実現に向けた取組の推進」は、「子どもにやさしいまちづくりの推進」としてほしい。 | 1 | 「子どもの幸せの実現に向けた取組の推進」には、まちづくりも含まれます。また、条例ではなるべく、子どもを主体と捉え、基本的に「まち（周囲）が子どもにもやさしくする」ということではなく「子どもが幸せに成長していく」といった表現を心掛けております。 |
| 31 | 「子どもの幸せの実現に向けた取り組みの推進」の中にでてくる「努力する」という結びの言葉は、なるべくもう少し断定した言葉に変えてほしい、区の決意を示してほしい | 1 | 取り組みの主体や内容により、条例の規定として適切な表現を用いております。 |

【子どもの意見等の表明および参加】

| | | | |
|----|---|---|--|
| 32 | 「自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること。」とした子どもの権利は、「自分の気持ち尊重されて、自分のことは自分で決められること。」として、自己決定権があることを加筆すべきである。 | 1 | この規定は、自己決定の尊重にも通じているとの認識のもとに設けています。 |
| 33 | 選挙とは別に、未成年者の意見・選択を表示できる仕組みを導入してほしい。 | 1 | 子どもからの意見、選択の聴取にあたっては、子どもの意見等を求めるための会議をはじめ、多様な機会を設けるよう努めてまいりますが、ご意見にある仕組みにつきましては、今後の研究課題とさせていただきます。 |
| 34 | 保育園、幼稚園児であったとしても、自由に話ができる雰囲気、時間、その機会をもっと作ったらよいと思う。 | 1 | 本条例案の規定に則り、大人が子どもの気持ちを汲み取ることをより心掛けるよう、また、子どもたちがより自由に自分の意見・気持ちを表すことができるよう普及啓発に努めてまいります。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 35 | 子どもの意見に対してフィードバックを行う旨の規定がない。 | 1 | 「その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明すること。」と規定しています。 |
| 36 | 保育園、幼稚園、小中学校の生活の中で、どうしたら自分の意見を持ち、相手に伝えられるようになるのか、そういった練習を積み重ねてほしい。 | 1 | 子どもが意見を持ち、それを申し述べることは大切な子どもの権利であると認識しております。 学校現場等への学習機会の提供を含めて、今後、区においても出前講座や子どもまつり等のイベントを通じて、子どもたちに対する啓発に努めてまいります。 |

【子どもの意見等を求めるための会議】

| | | | |
|----|---|---|--|
| 37 | 会議名称は、大人が主体である「子どもの意見等を求める会議」ではなく、子どもが主体である「こども会議」とした方がいいのではないかと。 また、子ども会議は単発で一部の子どもの意見を聞く企画ではなく、定期的な開催が必要である。 | 5 | 当該会議については、現在年齢別にさまざまなモニター会議等を設置していることなどを踏まえ「子どもの意見を求めるための会議」としてあります。なお、「会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとする」と規定しています。 また、現行の取り組みについては、引き続きより多くの子どもたちの意見が反映されるよう工夫してまいります。なお、現在、区が実施しているモニター会議等では、北区在住・在学の児童・生徒を対象に参加者を広く公募しています。 |
| 38 | 大人が集めやすい子どもに意見を聞くのにとどまらず、具体的に言いたい意見がある子どもが、子どもの意見を聞く場に参加を立候補できる仕組みも考えてほしい。 | 1 | |
| 39 | 調査、アンケートやヒアリングなど、子どもからの意見を幅広く吸い上げ、会議へ反映してほしい。また、会議の出席者の意見と共に大多数の意見も尊重し反映されるような仕組みを作り会議の中身を充実させてほしい。 | 1 | 「子どもの意見等を求める会議」がより充実した会議となるよう、頂戴したご意見については参考とさせていただきます。 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 40 | <p>子どもが主体となる子ども会議を定期的実施し、幅広い年齢や、置かれている子どもの状況の違い等を超えた意見交流の機会を設けること。</p> | 8 | <p>「子どもの意見等を求めるための会議」へ参加者する児童・生徒の年齢の設定や開催頻度等の具体的な運営については、参加者となる子どもからの意見等を踏まえ、望ましいあり方を検討していきます。</p> |
| 41 | <p>子どもが意見を言いやすい場作りも大事ではないか。</p> | 1 | <p>条例では「子どもの意見等を求めるための会議」の設置の他、「区、保護者、育ち学ぶ施設及び団体は、その活動において子ども等の意見等の反映または参加に努めるものとします」と規定します。条例の制定を絶好の機会と捉え、子どもたち自身はもちろん、育ち学ぶ施設や団体等への普及啓発を通じて、子どもたちが意見を述べやすい場づくりに努めてまいります。</p> |
| 42 | <p>「子どもの意見等を求めるための会議」について、「区長は、提出された意見等について、これを尊重するよう努めるものとする。」とあるが、他の自治体で首長と議会とが対立する事例が散見されるところであり、「区長及び区議会は、」としてはどうか。</p> | 1 | <p>この規定は、執行機関としての区長が、子どもに関する施策等について、子どもの意見等を求めるために開く会議に関するものです。したがって、そこで提出された意見等を尊重する立場にある者は区長であると考えております。</p> |
| 43 | <p>すべての子どもが意見を表明できるというのが条例の主旨であるなら「会議への参加の有無に限らず、子どもは、その意見等をまとめ、区長に提出することができる。」としてはどうか。</p> | 1 | <p>子どもの意見表明権の規定の中で、ご指摘の権利は保障されているものと考えております。</p> |

| | | | |
|----|------------------------------|---|--|
| 44 | 区は、現行の中学生モニター会議を今後も継続していくのか。 | 1 | 現行の中学生モニター会議については、毎回活発な意見交換がなされ、区にとって区政推進に係る有意義な意見が数多く寄せられるほか、参加する子どもの満足度も高く、有効な取組みと認識しております。当事業を推進する中で、引き続きより効果的な取組みとなるよう研究を行ってまいります。 |
|----|------------------------------|---|--|

【体罰等の防止】

| | | | |
|----|--|---|--|
| 45 | 「虐待、体罰等の防止」について、北区では、一部地域を除き路上喫煙が禁止されておらず、小学校の横にすら路上喫煙者がいる。また、駅前に人通りの多い場所に煙も臭いも防止できない欠陥喫煙所が設置され、子どもを含む多くの区民が毎日受動喫煙に晒されている。このような北区の課題を鑑み、子どもを受動喫煙に晒すことは虐待である旨を明記するべき。 | 2 | 「虐待」については、児童虐待の防止等に関する法律の定義を参考に規定しています。 路上喫煙及び受動喫煙については、子どもを含むすべての区民に対して関係法令に基づく取組みを進めるとともに、区としても「たばこ対策基本方針」を定め、取組みに努めています。また、路上喫煙及び喫煙所等についてのご意見は、所管部署に情報提供いたします。 |
| 46 | 街中を子どもと散歩をしているときに、路上喫煙や歩きタバコをしている人とすれ違うことが日常的にあり、危険を感じます。そのため、「子どもの権利の保障」の「大切な子どもの権利」の部分に、「いかなる場所でも受動喫煙に晒されないこと」という趣旨の項目を追記するべきである。 | 1 | |

【いじめその他の権利の侵害の防止】

| | | | |
|----|---|---|---|
| 47 | 「いじめその他の権利の侵害の防止」は、「いじめその他の権利の侵害の防止および救済」としてほしい。「いじめ」はどの学校でも起きるし、起きている。防止に努めると共に、起きた時は「救済」することを明確に表したほうがよい。 | 1 | 北区においては、いじめ防止条例を制定していることなどを踏まえ、条例案の見出しの名称は「いじめ等の防止」としたいと考えております。なお、その本文においては、「区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行う」と規定しています。 |
|----|---|---|---|

| | | | |
|----|---|---|--|
| 48 | <p>「いじめその他の権利の侵害の防止」について凡庸な記述に見え北区はいじめ防止への意思が伝わりません。例えば・過去に報道されているいじめの問題において教育機関でのいじめの傍観があるがこれを許さない、そのための仕組み作りを行うこと・いじめを受けた被害者側の救済だけでなく、いじめを行う側に対する措置や姿勢に関する記述・いじめが起こる前の防止措置としての教育方針など踏み込んで言及することなどが権利を守るために必要ではないかと考えます。</p> | 1 | <p>区では、既にいじめ防止条例を定めてその防止に取り組んでおり、本条例においてもその旨を規定することを考えております。なお、現行のいじめ防止基本方針においては、再発防止策としていじめを行う子どもへの関わり方や、重大事態が発生した際の加害児童・生徒へのケアについて言及しており、保護者との連携協力とともに、適切な指導を行い、好ましい人間関係を構築できるように支援するとしています。</p> |
|----|---|---|--|

【子どもの居場所づくり】

| | | | |
|----|--|---|---|
| 49 | <p>居場所の運営や整備については、定期的に子どもの意見を聴いて反映していくべきである。</p> | 1 | <p>子どもの意見等の表明及び参加の項目の規定は、子どもの居場所の運営等においても適用されるものと考えています。</p> |
| 50 | <p>居場所があるだけでなく、定期的に子どもの意見を取り入れ居場所作りに生かす仕組みを作してほしい。</p> | 1 | |
| 51 | <p>居場所づくりについての規定は「子どもが、ありのままの自分でいられて、休息して自分を取り戻し、自由に遊び、活動し、安心して人間関係をつくりあうことのできる居場所をつくるよう努めること。」としたほうがよい。</p> | 1 | <p>「ありのままの自分でいられること」については、基本理念に「子どもは、一人ひとりの個性が尊重され」と規定するとともに、「休息、安全・安心」については「子どもの大切な権利」の項目に、それぞれ個別に規定しております。</p> <p>これらについては、当然、子どもの居場所においても適用されます。</p> |

【子どもの権利委員会】

| | | | |
|----|--|---|--|
| 52 | 委員の内、1名以上を「子ども」にすることとしてはどうか。 | 1 | 子どもの権利委員会委員、子どもの権利擁護委員については、その役割を踏まえ、選定にあたっては、子どもの権利擁護の取り組みに対し高い識見を有する方に委嘱したいと考えております。 |
| 53 | 権利委員会の委員は、区長や都に近い関係者など偏った人選を避け、現場に精通し、子どもの状況を正確に把握し寄り添える事ができる方の採用をお願い致します。 | 1 | |
| 54 | 権利委員会・権利擁護委員の設置に、これからの未来に向けてこの条例が動いていくことを感じました。専門性の高い有識者で構成されることを期待します。 | 1 | |
| 55 | 権利委員会の仕事内容に、「子ども会議」の傍聴や、子どもの権利に係る各種イベントに関わることができるといった項目を加えたほうがよい。 | 1 | 権利委員会の活動等の詳細については、設置の趣旨を踏まえ、権利委員会における各委員の意見等も参考にしながら、区として望ましいあり方を検討してまいります。 |
| 56 | 権利委員会の委員も、子どもの意見を聞く定期的な機会が必要だ。 | 1 | |
| 57 | 子どもの育つ権利を力強く保障するため、オンブズマン制度、権利擁護委員会などぜひ取り入れていただきたい。 | 2 | 「子どもの権利委員会」および「子どもの権利擁護委員」において、ご指摘の役割を含めて担うことを想定し、規定を設けております。 |
| 58 | 子どもの権利委員会の権限が提言になっているが、もう少し主張してもらいたい。 | 1 | 子どもの権利委員会は、北区における区長の附属機関であり、審議会での答申等を十分に尊重しながら区政を推進してまいります。 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 59 | 「子どもの権利委員会」については「調査および審議の結果の答申、制度の改善等を提言」だけでなく、「政策や事業・広報等の提言」を行う機関にしてほしい。 | 1 | 子どもの権利委員会について「区が策定する子ども・子育て支援に関する計画のうち子どもの権利に関するもの等」とした規定には、事業の推進計画および普及・啓発を含んでいます。 例えば、区において行う予定の出前講座や、年代別のWebパンフレット、各種イベントへの出展等の事業や広報についても委員の皆様からご意見を頂戴し、工夫して取組んでまいります。 |
| 60 | 権利委員会や権利擁護委員の権限について明確に示されていない。また、委員会での審議にどのような権限が伴うのか不安を感じる。子どもの権利条約に謳う「親と引き離されない権利」など子どもの権利への侵犯が無いよう明示してほしい。 | 1 | 子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する区の取り組みについて調査・審議することで、適正な事務執行がなされ、子どもの権利侵害を防止することも設置目的の一つと考えております。また、権利擁護委員は、子どもの権利侵害からの救済等を目的としています。 |
| 61 | 「権利委員会」の仕事については記載されているが、「権利委員会委員」の仕事については、権利委員会に出席してそこで審議や審査をすることに限定されているように読める。 | 1 | |
| 62 | 権利委員会について「会長および副会長は、委員の互選によって定めること。」とされているが、区の示唆や提案を一切排して互選させるべきである。しかし、現実的にそれが可能なのかは疑問。 | 1 | 区は、他の審議会等と同様に、権利委員会の主体性を尊重しつつ、支援を行ってまいります。 |
| 63 | 権利委員会委員は10人以内、権利擁護委員は3人以内となっているが、これでは1名でもよいということになってしまうため、上限だけでなく、下限も定めるべき。また、欠員がいる場合には速やかに補欠選人すべき旨の規定も設けるべき。 | 1 | 従前から、条例における区長の附属機関等の人数については、上限数のみを規定しております。実際の運営にあたっては、適切な人数により構成することとします。 |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 64 | <p>「区は、この条例に基づく子どもの権利に関する施策を検証するために…」を「区は、子ども計画、子どもに関する取組が、子どもの権利を保障するものとなるよう検証するために…」としてほしい。</p> <p>縦割りの硬直したやり方ではなく、随時検証して柔軟に改善し、全体を見通して総合的に機能する権利委員会であってほしい。</p> | 1 | <p>権利委員会の役割として、子どもの権利に係る様々な施策について、調査、審議および改善を提案する旨、規定しています。</p> |
| 65 | <p>権利委員会の仕事内容に、区長からの諮問に加えて、「委員会として、自己発意で調査を実施できる。」を加筆したほうがよい。</p> | 1 | <p>東京都北区子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する施策を検証するために設置する委員会です。したがって、区長が権利委員会に諮問する内容を示し、その内容について調査及び審議を行うこととなります。ただし、権利委員会の委員がその識見・専門性等を活かし、区の取り組み等に対し意見を述べることを妨げるものではありません。</p> |
| 66 | <p>区長の諮問だけでなく、学識経験者等の委員自らの判断でも専門性を活かして検証できるようにすることで、権利委員会が有効に機能できるようになるはずだ。</p> | 1 | |
| 67 | <p>権利委員会の仕事にある「審議」について。「審議」というのは、何かしらの事項についてヒアリングし、質問し、議論し、さらに評決するまでの一連の過程のことを意味すると解され、(区長から)諮問された事項を「審議」とするというのはわかるが、(権利擁護委員から)報告を受けた事項を「審議」とするというのは違和感がある。</p> <p>「報告」というのは、結果や状況についての伝達であるから、権利擁護委員からの報告に対しては、「審議」というよりも「議論」とするべきではないか。</p> | 1 | <p>権利擁護委員からの報告には、関係者に対する要請及び子どもの権利を保障するための意見の表明に関する内容も含まれており、単なる事実の報告に留まらないことから、審議対象であると考えております。</p> <p>なお、権利擁護委員からの報告は区長に対して行われ、区長からの諮問を受けて権利委員会において審議されます。</p> |

【子どもの権利擁護】

| | | | |
|----|--|---|--|
| 68 | 3人の委員がどのように動くのか、具体的に書かれていないので分かりにくい。権利擁護委員を有効に機能するものにしてほしい。 | 2 | 「権利擁護委員の仕事」について、条例においてはその設置目的や役割等を規定し、実務においては事象に応じて適宜適切な対応ができるよう運用してまいります。 |
| 69 | どのように組織が出来ているのか、図表でお示しいただきたい。 | 1 | 今後、要綱等を作成する際に、理解を助ける資料の一つとしてご意見を参考にさせていただきます。 |
| 70 | 権利委員会の仕事に「権利擁護委員からの報告について、調査および審議をすること。」とあるが、権利擁護委員の仕事には、(区長への報告についての規定はあるが)権利委員会への報告についての規定がないため不整合である。 | 1 | 権利擁護員の仕事の実施状況の報告先は「区長」であり、直接に権利委員会に報告する規定は設けておりません。権利擁護委員からの報告を受けた区長の諮問により、権利委員会において審議することとなります。 |
| 71 | 権利擁護委員へ相談等を行うことができるのは、「子ども(その子どもに関係のある人を含む。)」とされているが、この「子ども(その子どもに関係のある人を含む。)」という限定は不要である。児童虐待をたまたま目撃した第三者が相談する事例も想定される。「子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること」を求めるとするのは、子どもだけでなく大人が行った方が適当な場合も多いと思われるため、最低でも、子どもだけでなく大人も権利擁護委員へ相談できるということを明確にするべき。 | 1 | 事象の目撃者を含め、広く子どもに関係のある人が相談できることを規定したものと考えております。 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 72 | <p>「権利擁護委員の要請および意見の尊重等」について、権利擁護委員はそれぞれの立場で子どものために要請・意見するのであるが、それと同時に区民等もそれぞれの立場で子どものために行動しているのであるから、結果的に、権利擁護委員と区民等とで意見が異なる場合もありえる。そのため、権利擁護委員からの要請・意見に対してそれを尊重する努力義務を区民等に対して課すには慎重であるべき。特に、現行の規定では、権利擁護委員は大人からの意見も受け付けることが明確化されていないため、権利擁護委員から区民等に対しては意見する（し、さらに区民等にはそれを尊重する努力義務がある）にもかかわらず、権利擁護委員から意見された者には権利擁護委員に対して意見する規定がないという一方的な扱いになっている。</p> | 1 | <p>子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請すること、子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること等を職務としております。</p> <p>ただし、要請等を行う際には、相手方の事情についても精査したうえで慎重に行ってまいります。</p> |
| 73 | <p>「区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、権利擁護委員の仕事に協力するよう努めること。」という部分について、子どもが相談しやすい環境を整える努力義務は区自身にもあるはずである。また、全国的に首長と議会とか対立する事例が生じているところであるから区議会にも同様の努力義務を課すべき。そこで、「区、区議会、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、～」とすべき。</p> | 1 | <p>子どもに関係のある大人については、子どもの権利の保障について、子どもの権利擁護委員に対して、必要な相談を行ったり、意見表明を行うことができる旨、規定しています。</p> <p>また、区と区議会は別ではありますが、区議会も区民等として、役割を担うものと想定しています。</p> |
| 74 | <p>権利委員会委員の委嘱要件は北区規則で定めるとのことだが、権利擁護委員の委嘱要件も同様に北区規則で定める必要があるのではないか。</p> | 1 | <p>子どもの権利擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する旨、本条例において規定する予定です。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 75 | <p>「(6) 子どもの権利擁護」という見出しについて、「子どもの権利擁護」というのは一般的に使われる言葉であり、この項目は子どもの権利を擁護すること一般についての規定ではなく、「子どもの権利擁護委員」についての規定であるから、「(6) 子どもの権利擁護委員」とするべき。</p> | 1 | <p>子どもの権利擁護委員の役割等を中心とした子どもの権利擁護体制について記載する部分であることから、見出しを「子どもの権利擁護」としております。</p> |
| 76 | <p>権利擁護委員は公正中立かつ独立して職務を行うと規定されており、であるとすれば、区や区長の政策と相反する意見・要請を行う場合も想定される。権利擁護委員の独立性に実効性を持たせるには区長による解任権は制限される必要がある(そうしなければ、区長は、区長の施策に反対意見を表明した擁護委員を、「擁護委員としてふさわしくない行いをした」として解任することができてしまう)。そこで、「その他権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、区議会の同意を経て、その権利擁護委員の職を解くことができること。」としてはどうか。</p> | 1 | <p>条例には解職の要件を定め、区長が施策に反対意見を表明したから等といった理由で解職するといった権利の濫用を防止する規定を盛り込んでいます。なお、委員の任命等に当たり区議会の同意を求める場合、その多くは法律に根拠があることから、今回そのような規定は設けない考えです。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 77 | <p>権利擁護委員の仕事について。子どもが権利擁護委員に相談する事例としては、例えば家族から暴力を受けているというケースが想定されるが、そういった場合に権利擁護委員自身が、暴力を行っている加害者に対し「暴力を止めろ」と要請できるということを明確にするべき。被害を受けている子どもの立場からしてみれば、最も必要なのは話を聞いてもらうことでもなければ調査・調整でもなく、関係行政機関への連携でもなく、加害行為を止めさせることなはずである。そこで、権利擁護委員の仕事の第一に「子どもの権利の侵害からの救済のため、権利侵害を行っている者に対して権利侵害を止めるよう要請すること。」を追加するべき。</p> | 1 | |
| 78 | <p>子どもが権利擁護委員に対して求めることができる事項は「子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。」ではなく、「子どもの権利の侵害からの救済を求めること」とするべき。関係者に要請しただけでは意味はなく、権利侵害から救済されなければ無意味である。</p> | 1 | <p>子どもの権利擁護委員は、警察や児童相談所、学校等の関係者に要請をすることによって、子どもの権利侵害の状態からの救済を図ります。</p> |
| 79 | <p>権利擁護委員に求められる最も重要な責務は、子どもを権利侵害から守ること(防止すること、救済すること)である。そのことを明記するべき。助言したり調査したり関係者に要請したり意見表明するのは、目的ではなくあくまで手段にすぎない。</p> | 1 | |
| 80 | <p>権利擁護委員は3人以内ではなく、王子・赤羽・滝野川の各1名で計3人以上を確保しないと、業務過多で子どもの現場に目が行き届かないと思います。</p> | 1 | <p>先行して子どもの権利擁護委員を設置した他区の状況等を参考にし、3人以内としました。頂戴したご意見について、実際の運用状況に照らし、必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 81 | 「人格が優れ」ているか否かは、どのように判断するのか。不要な規定ではないか。 | 1 | <p>子どもの権利擁護委員については、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する旨規定しています。子どもの権利擁護委員の選定に当たっては、子どもの権利に関して理解と識見を有する者であるとともに、子どもの気持ちに寄り添いながら対応すること等が求められる業務内容であることから、人格が優れた方を選任する必要があると考えております。具体的な選定基準や選定の実施方法は今後検討してまいります。</p> |
| 82 | 子どもの権利擁護委員について、「人格が優れ」という抽象的な基準ではなく、子どもの意見を聴くスキルと学識のある方を選任してほしい。 | 1 | |
| 83 | 「子どもの権利委員会」について、権利委員会の会長、副会長、委員は非喫煙者に限定するべき。喫煙はそれ自体が子どもへの虐待であり、子どもの権利を侵害する行為であるため、喫煙者は委員にふさわしくない。 | 1 | |
| 84 | 「子どもの権利擁護委員」について、権利擁護委員は非喫煙者に限定するべき。喫煙はそれ自体が子どもへの虐待であり、子どもの権利を侵害する行為であるため、喫煙者は委員にふさわしくない。 | 1 | |

【子どもの権利に関する施策の推進】

| | | | |
|----|---|---|--|
| 85 | 「子どもの権利に関する施策の推進等」について、区が行う取組の協力対象として「保護者」も加えてほしい。 | 1 | <p>保護者が担う「子どもの権利の保障」については、「保護者の役割」の項に規定しています。</p> |
| 86 | 「子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備すること。」は、何を行うのか具体的に明記してほしい。 | 1 | <p>条例制定を機に設置する子どもの権利委員会や子どもの権利擁護委員のほか、今後、すべての子どもの権利が保障されるよう、必要な体制を随時整備していく必要があることから、このような規定としています。</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 87 | 「区は、子どもの権利に関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めること。」という規定を追加してほしい。 | 2 | 「区の役割」にある規定は、原則として予算措置を含む責務として規定しています。 |
| 88 | 「区は、子どもの権利に関する施策を総合的に推進するために、子ども計画を定めます。」と「子ども計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めます。」という規定を追加してほしい。 | 1 | 子ども計画については、子ども・子育て会議条例で「子ども子育て支援計画」を規定しており、子どもの権利に係る各種事業の推進についても盛り込んだ内容としております。また、条例案には「区は区政において子どもの意見反映、参加に努めること」と規定しており、当計画の策定についても、これが該当するものと考えております。 |

【子どもの権利の普及啓発】

| | | | |
|----|---|---|---|
| 89 | 乳幼児に係る子どもの権利について、保護者向けの研修を充実する旨を盛り込んでほしい。 | 1 | <p>「子どもの権利の普及啓発」の中で「区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めること。」としており、子どもの権利に係る大人への学習機会の提供を明記しております。</p> <p>具体的には、乳幼児期の子どもへの読み聞かせを想定したWebパンフレットの制作や、児童館等へ出張しての出前講座の実施等を予定しています。</p> <p>なお、条例における「子ども」には乳幼児も含まれ、子どもの権利を有する主体であることを分かりやすく普及啓発してまいります。</p> |
| 90 | 子どもの権利に係る普及啓発について「幼児期から」という文言を追加して欲しい。虐待防止は、乳幼児期からの保護者の啓発が肝心であると考えからです。 | 1 | |
| 91 | 「子ども向け わかりやすい版」に記載された力強いメッセージが教職員を含めたすべての大人へも伝わるよう、さまざまな取組をお願いいたします。 | 1 | |
| 92 | 区による保護者および区民等に対する権利の普及啓発について「幼児期から」という文言を追加して欲しい。 | 1 | |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 93 | <p>子どもにとって良かれと思ってやっている大人の行動が、実は子どもの権利を奪っている場合があります。その場合、大人は気づきにくいいため、具体例を挙げたパンフレットなどを作るようにして、気付けるようにしてほしい。</p> | 1 | <p>「区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めること。」として規定しており、具体的には、子どもの権利について大人向けにも分かりやすく解説したWebパンフレットを制作し、さらに出前講座等を通じて、より理解していただけるよう説明してまいります。</p> |
| 94 | <p>自分たちにはたくさんの権利があることをまず知ってもらうことが大切と考えますので、条例の中に子どもたちに周知してもらうための具体的な文言があるといいと思います。</p> | 2 | <p>「区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めること」として規定いたしました。</p> <p>個別の取組みについては様々な手法を研究し、随時適切な方法を検討のうえ、実施してまいります。</p> |
| 95 | <p>子どもの権利について、子ども、保護者、育ち学ぶ施設の職員等への学習の機会を設けるなど、周知や啓発を行ってほしい。</p> | 9 | <p>「区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備すること。」として規定しております。</p> <p>子どもの権利について子ども自身が学習する機会を設けることはもちろん、学校や地域の大人を対象とした学習機会についても提供していく予定です。今後様々なイベントを通じて、できるだけ多くの方に知っていただけるよう、努力してまいります。</p> |
| 96 | <p>東京都のこども基本条例に関する周知等が進んでいないように感じる。北区の子ども条例制定後は、北区全体とりわけ学校現場での普及啓発に期待したい。</p> | 1 | <p>今回の区の条例につきましては、「子どもの権利に関する施策の推進等」において普及啓発に向けた取組を行うことを明記しており、学校現場においても出前講座の実施等を行う予定です。また、東京都のこども基本条例の普及啓発についても、可能な範囲で併せて実施することを検討してまいります。</p> |

【その他ご意見・ご感想】

| | | | |
|-----|---|---|--|
| 97 | 公開されているのは条例の「全文」ではなく、「基本的な考え方」であるが、区民が考える材料として、両方出して欲しかった。 | 1 | 北区における条例のパブリックコメントにおいては、条例を制定する目的、制定するに至った背景や経過、条例案の骨子・概要などをできるだけ分かりやすく示す取り扱いとなっています。なお、今回お示した基本的な考え方については、なるべく条例の規定に近づける形としました。 |
| 98 | 条例のパブコメでは、前文もきちんと公開するのか一般的かと思えます。前文も公開していただきたいです。 | 1 | |
| 99 | 「施行期日」について、子どもの権利委員会及び子どもの権利擁護に関する規定以外の部分については、仮に条例が無かったとしても子どもを守るために当然行わなければならない理念や行動について定めたものであるから、「令和6年4月1日」の期日を待つ必要はなく、「公布の日」や「公布から5日を経過した日」から施行するべき。 | 1 | 区としても、制定後できるだけ早期に施行することが望ましいと考えておりますが、また、条例制定後の周知にあたっては、広く区民の皆様に分かりやすい施行日になることも効果的と考え、令和6年4月1日の施行予定としています。 |
| 100 | 「条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。」とのことだが、厳密は表現とわかりやすい表現とは相反する場合が多いため、条例文は通常通り厳密な表現で記し、それをわかりやすく平易な言葉で説明した解説文とセットにしているかどうか。 | 1 | 条例で用いる表現はなるべく平易な言葉を用いるとともに、小学校で学習しない漢字には読み仮名を用いたり、仮名で表記するなどの対応を考えておりますが、特に小学生以下の小さな子どもたちには理解が難しい部分があると認識しております。 子どもたちへの条例の普及啓発の取り組みにおいては、平易な言葉で説明したWebパンフレット等を用いるなど工夫してまいります。 |

| | | | |
|-----|---|---|--|
| 101 | <p>記載の形式面での修正が必要と思われる箇所が散見される。たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小見出し部分のインデントやフォントが不ぞろい ・箇条書きで使われている「・」の書体が統一されていない ・「漏らす」と「もらす」が混在（p8 と p9） ・p10 に「要請および意見の表明を受けたときは」という記載があるが、「要請か意見の表明のいずれか少なくとも1つ」という意味であれば、「要請または意見の表明」とすべき。 ・p3 に「次の(1)から?までのいずれかに当てはまる人をいう。」という記載があるが、(1) が全角、(5) が半角表記になっている。 ・p9 で、「東京都北区子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）」と定義しているにもかかわらず、そのすぐ下の行で「権利擁護委員」ではなく「子どもの権利擁護委員」という用語が使われている。 など | 1 | <p>条例案文作成の際には、形式面での誤りがないよう細心の注意を払い作業を進めます。</p> |
|-----|---|---|--|

| | | | |
|-----|---|---|--|
| 102 | <p>「関係機関」との協力、連携について、「～と協力して」、「～と連携して」という記載が何か所かあるが、「協力」「連携」する主体に「関係機関」が含まれている箇所と含まれていない箇所がある。たとえば、「区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体等と連携し、および協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めること。」という記載があるが、ここでは「関係機関」とは連携しなくてよいのか？また、「区は、居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、またはその支援に努めること。」という記載があるが、「関係機関」とは協力しなくてよいのか？</p> | 1 | <p>「虐待、体罰等の防止」・「いじめその他の権利の侵害の防止」等においては、特に児童相談所や警察など専門機関による対応が必要であることから、関係機関との連携について規定しています。また、区の役割における規定については、国、他の自治体等との協力・連携に加えて、関係機関との連携も重要であることから、条例案文にはその旨規定したいと考えております。</p> |
| 103 | <p>「区は」あるいは「区の機関は」となっている箇所があるが、いずれかに統一するべきではないか。</p> | 1 | <p>権利擁護委員からの要請等に対する対応の報告については、その対象を広く定義し、実効性を高める視点から、「区の機関」としました。</p> |
| 104 | <p>「子どもの権利条約」および「子ども基本法」「都子ども基本条例」がある前提において、北区の本条例の位置づけを趣旨に明確に示して欲しいです。法律の下位法である条例で規定すべき内容であれば、法律・政省令との重複・差異については明確にすることと法律と矛盾する内容となっていないことを示さなければ区民が混乱することになると考えます。</p> | 1 | <p>本条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、制定する旨明記しております。また、法律や東京都の条例との関係については、地方自治法に基づき、それらから逸脱することのない形で条例制定を行ってまいります。</p> |
| 105 | <p>障害の表記は、「障がい」としてほしい。</p> | 1 | <p>北区としての表記は「障害」で統一されております。</p> |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 106 | 親の経済格差で子どもの学ぶ権利が奪われない様、ボランティアの活用など、引き続きご支援のご検討をどうぞよろしくお願い致します。 | 1 | 個別の事業についてのご意見については、様々な社会情勢等を鑑み、適宜適切な手法を模索してまいります。なお、018サポートについては東京都が所管する事業です。 |
| 107 | 「子どもの権利」の啓発活動に対して、出前講座、研修の充実等の具体的な文言を織り込んでほしい。 | 1 | |
| 108 | 幼少期の預かり保育を条件なしにして充実してほしい | 1 | |
| 109 | 018 をお金だけにしないでください” | 1 | |
| 110 | 外国籍の子どもに対する配慮について、もう少し突っ込んだ記載が必要ではないか。 | 2 | 大切な子どもの権利として「国籍により差別をされないこと。」と規定しているほか、「子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり」の規定に則り、外国籍など特別な事情がある子どもに対して、子どもが望む形で学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。 |
| 111 | 外国籍の子どもなど、不安を抱えているすべての児童が何でも話せる居場所があればと思います。 | 1 | 本条例の規定に則り、外国籍の子どもなど、全ての子どもが安心して過ごせる居場所ができるよう、また、悩み事などを相談できる場ができるよう取り組みを進めてまいります。 |
| 112 | 障害・特性を持つ子どもの意見反映の在り方について明記してほしい。 | 1 | 「子どもは、自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること。」と規定しており、意見だけでなく考えや気持ちについても尊重される旨、規定しています。 また、「区、育ち学ぶ施設および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思を適切にくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めること。」と規定しております。 |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 113 | <p>条例が出来たら、記念日にお祭りをするなど皆で喜び合い、未来永劫、より良く改善しながら大事に育てて行くために、常設の懇談会を設置して権利委員会の元に市民の声がいつでも上がるような仕組みを作って頂きたいと思います。</p> | 1 | <p>子どもたちをはじめとする区民の方々が、取り組み等について意見を述べやすい仕組み、また、区民の皆さまから寄せられた条例に関する意見等を権利委員会に報告する仕組み、また、関連するイベント等の実施については、今後検討してまいります。</p> |
| 114 | <p>「子どもたちへのアンケート結果等を踏まえて～」とありますが、条例制定にあたっては受動的なアンケートだけではなく、直接子どもの声を聞く場を作りより多くの子どもの声が反映されることを要望します。</p> | 1 | <p>アンケート以外に、「小学生モニター会議」「中学生モニター会議」「子ども食堂利用児童への意見聴取」「学習支援教室に通う子どもへの意見聴取」など、当方から出向いて直接子どもの声を聴いてまいりました。 当基本的考え方にもそれらの意見聴取の内容を反映しております。</p> |
| 115 | <p>「権利」の文言が条例の名称に入ったことを評価したい。名称に「権利」が入ることで、条例の目的がわかりやすくなるのでとても大事なポイントだと思う。</p> | 1 | <p>条例が適正に運用されるよう、今後、子どもの権利について各種の普及啓発に向けた取り組みを進めるなど、引き続き努力してまいります。</p> |
| 116 | <p>文化、芸術の文言が入ったことを評価したい。</p> | 1 | |
| 117 | <p>「子どもの権利委員会」、「子どもの権利擁護委員」が設置されることを評価したい。</p> | 1 | |
| 118 | <p>北区でもこのような条例の制定が進んでいることを大変うれしく思う。</p> | 1 | |
| 119 | <p>「北区子どもの権利と幸せに関する条例」の作成にご尽力くださったすべての皆様に、感謝をお伝えしたいです。 北区の子ども達の幸せを願う一区民、一母親として、この条例が作られていることをうれしく思っています。</p> | 1 | |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 120 | <p>総則において、「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて構成されていることがわかり安心できました。</p> | 1 | |
| 121 | <p>先ずは、条文が完成間近にこぎつけられたこと、心からお喜び申し上げます。これまで、子どもに関する活動を多様に続けて参りました—市民の立場から、会議の傍聴やタウンミーティングへの参加、意見の提出、委員を通しての間接的提案等、出来る限りのことをお仲間と共にさせて頂き、条例の進捗に少なからず関って参りました。</p> <p>タイトルに「権利」の二文字が入ったこと、権利委員会が設置されること、外部学識の方々のアドバイスを活かしてくださったこと等、少しでもこの条例が、北区で育つ子どもたちの健やかな成長に寄与するものとなりますよう、願って止まない私どもにとって、至上の喜びでございます。</p> | 1 | |
| 122 | <p>「子ども条例」制定のために、アンケート等の長期の作業について、事務局の皆さまに感謝致します。私の周囲には、様々な困難やトラブルを抱えた子ども達がいま。彼らがこの条例によって意見や気持ちを丁寧に聴いてもらえたり、救済されることを願っています。</p> | 1 | |
| 123 | <p>意見の聴取だけでなく、気持ちの汲み取りについても入っていてよかった。</p> | 1 | |

3 ホームページ（子ども向け）から提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

【言葉の意味について】

| No. | 意見の概要 | 件数 | 区の考え方 |
|-----|---------------------|----|---|
| 1 | みんなの幸せとはどのようなことですか？ | 1 | <p>子どもたちみんなが考える幸せは、いろいろなものがあってひとつではないため、的確な言葉でそれをあらわすことは難しいのですが、この条例は、未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の持つ権利が保障され、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できることを目指して作ることにしました。</p> <p>また、条例制定の準備過程にあたり子どもの皆さんからいただいた代表的な幸せの事例を子どもたちからのメッセージとして前文に書きます。</p> |

【普及啓発について】

| | | | |
|----|--|---|--|
| 2 | もう少し子どもの権利が色々な人に伝わるようにしてほしい | 1 | <p>この条例が出来上がったら、学校など子どもの皆さんがいる現場へおじゃまして、幼い子どもから高校生まで、それぞれの年代別に分かりやすく条例や子どもの権利について解説をする予定です。また、みなさんの権利を守らなくてはいけない大人の皆さんにも、分かりやすくこの条例を説明して、守ってもらえるように呼びかけます。</p> <p>来年度以降、このほかにもいろいろなイベントを行って、多くの人に子どもの権利について知ってもらう機会を設ける予定です。</p> |
| 3 | 北区子ども条例の9番の「繰り返し挑戦できること」とあったのですが、そのためにキャンペーンなどは行うのか。 | 1 | |
| 4 | これからも北区のみんなが幸せに生活できるようにしていってほしい | 1 | |
| 5 | 子どもの権利条約の主旨にあることは、結構みんなその権利を持っていると思うが、100%ではないなと思う。 | 1 | |
| 6 | 子ども条例はとても良い条例だと思います。なぜなら、子どもでもしっかりと権利を持っている人間だということを、大人に示せるからです。これがあることで、一人でも虐待や、嫌がらせが減ればいいと思いました。 | 1 | |
| 7 | 実際にどのようなことかを文章で説明するのではなく公演などをして説明してほしい。 | 1 | |
| 8 | 大人の事情や、近所に住む人の苦情、高齢者の身勝手な意見などが子どもの遊ぶ場所を奪っている気がする。 | 1 | |
| 9 | 北区子どもの権利と幸せに関する条例は誰もが生きやすい社会にしていくうえでとても必要な取り組みだなと感じました。これからもこのような取り組みを続けていくことが大切だと思います。 | 1 | |
| 10 | 北区こども条例のことは今まで知りませんでした。だけど、色々なサイトを見て大切なことだと思いました。こども条例は少しむずかしい内容だけど困っているこどもがひとりでも助かるといいと思いました。 | 1 | |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 11 | このような取り組みが行われていることを今日初めて しりました。もっと子どもがすみやすい北区にしていく ために色々な人の意見を尊重して行くことが大切だと 思いました。 | 1 | |
| 12 | 「どんな権利を大切にするのか」の 11 個を実際に大切 にできると良いなと思いました。 | 1 | |
| 13 | 現状は、「子どもだから…」などという言葉があるので 一人ひとりの意見が尊重されるようになって欲しい。ま た全員が平等になればよりよくなると思う。 | 1 | |

【子どもの意見表明権】

| | | | |
|----|--|---|---|
| 14 | 条例についてみんなが意見を言えるのがいいと思いま した。 | 1 | |
| 15 | もし条例について自分も役に立てることがあったら北 区をより良い区にするために出来る限りのことなら手 伝っていきたいです。 | 1 | <p>今回は条例をつくるために皆さんの意見を伺いましたが、その 条例の中で、これからは子どもの皆さんに関係することを区が行 おうとするときは、大人だけでなく、子どもたちからの意見もき いたうえで取組みを進めていくことを規定する予定です。</p> <p>これから先、いろいろな場面でぜひ皆さんの意見を聴かせてほ しいと思っています。</p> <p>ちなみに、今回の条例の名前も、多くの皆さんから寄せられた 意見を反映して「幸せ」という言葉を入れた「東京都北区子ども の権利と幸せに関する条例」にしました。</p> |
| 16 | このように北区に意見を送れる機会を増やしてほしい です。 | 1 | |
| 17 | 小学生などから区やどうやったら今よりも過ごしやす くなるかを考えるのは大切なことだと思うからです。 | 1 | |
| 18 | ルールを大人の人ばっか決めてるけど、子どもたちの意 見も聞いて、ルールを決めてほしい。 | 1 | |
| 19 | 一人ひとりの意見がしっかり聞いてくれないことがあ る | 1 | |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 20 | 子どもであっても考え方による衝突はあります。それ以外にも焦ってしまい意見がうまく伝えられないときがあるかもしれません。これを避けるためにも考えをじっくり作れる環境が大事だと考えます。 | 1 | 今回の条例では、意見以外にも子どもの皆さんの「考え」や「思い」にも触れて、大事にしていくことを規定しています。また、意見を言いにくいときは、周囲の大人がその子どもに寄り添って、その子どもの本当の気持ちを引き出す努力をするように求めています。 |
|----|---|---|--|

【プライバシーが大事にされる権利】

| | | | |
|----|---|---|---|
| 21 | どんな権利を大切にするかのところプライバシーが大事にされていること、と書いてありとてもいい案だと思います。 | 1 | 皆さんにお願いしたアンケート調査の中で「自分にとって大切だと思う子どもの権利」を幾つか選んでもらいました。その結果、中学生の皆さんから二番目に多く選ばれた権利が「プライバシーが大事にされる権利」でした。そのため、皆さんからの意見を尊重して「大切にすべき子どもの権利」の中に加えることにしました。 |
|----|---|---|---|

【子どもの居場所づくり】

| | | | |
|----|-------------------------|---|--|
| 22 | 勉強ができる場所をつくってほしい | 1 | 子どもの皆さんが幸せになるための取組みを、「子どもの居場所づくり」という項目に掲げました。周りの大人たちが、子どもたちの身近に子どもたちが安全安心に、そして自由に過ごせる場所を作る努力をするようお願いし、区もそれに協力するということを明記する予定です。 |
| 23 | 皆で楽しく遊べるようなところを増やしてほしい。 | 1 | |

【子どもが相談しやすい環境づくり】

| | | | |
|----|--|---|--|
| 24 | 自分自身をつかむために相談する場所がほしいです。 | 1 | <p>「子どもが相談しやすい環境づくり」の項目で、北区・皆さんの保護者・区民や事業者の皆さん・学校などの育ち学ぶ施設・子どもに係る団体の皆さんに、子どもの皆さんが悩んでいること、困っていることなどについて、相談しやすい環境づくりに努めるよう、規定しました。</p> <p>また、相談した内容のうち、その子どもが他人に知られたくないと望むことについては、慎重に取り扱うことについてもあわせて明記します。</p> |
| 25 | 話せる場所をふやしてほしい。 | 1 | |
| 26 | もし嫌なことがあったら何でも話せるところをもっと増やしてほしい。 | 1 | |
| 27 | 習い事で心が折れてしまったりか些細なことでも相談できる窓口のようなものがあると便利だと思った | 1 | |
| 28 | 子どもを安心させるための制度はいいと思いますが、責任感が強かったり話しかける勇気がなかったりする人はやっぱりいてその人には信頼が必要だと思うので、カウンセリングなどの人の面会などを設けその人との信頼関係を育てるべきだと考えました | 1 | |

【子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり】

| | | | |
|----|--------------------------------|---|---|
| 29 | 安心安全に過ごせるようにしてほしい。平等、平和に過ごしたい。 | 1 | <p>「子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり」という項目の中で、北区が、みなさんの保護者・区民や事業者の皆さん・学校などの育ち学ぶ施設・子どもに係る団体・関係機関とともに、子どもの皆さんが安全・安心に過ごすことのできる環境づくりに努めることを規定しました。</p> |
|----|--------------------------------|---|---|

【いじめの防止】

| | | | |
|----|---|---|---|
| 30 | <p>僕は、子ども一人取り残されない、いじめがない条例を作って欲しいです。</p> | 1 | <p>区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めることを規定しました。なお、北区では、平成27年3月に東京都北区いじめ防止条例を制定して、いじめの防止に取り組んでいます。</p> |
|----|---|---|---|

【あらゆる差別をされない権利】

| | | | |
|----|---|---|---|
| 31 | <p>人によって女の子みたいになりたいなど男の子の格好が好きなど思っていることが違います。私もそのような感情を抱いている内の一人です。私は性別で差別をされたことがあり、とても悲しい気持ちになりました。なぜ、女の子だからといって女の子らしい生き方や服装をしなければならないのか、不満に感じました。人それぞれ感じていることが違うのにも関わらず性別で差別をする人が結構いるのでそれをなくすために、幼稚園や小学校、小さい頃から性別で差別をするのは良くないと学ばせればそのような差別がなくなるんじゃないかと思いました。なので、その方法を実施してほしいなと思います。</p> | 1 | <p>条例案では、性別・性のあり方により差別をされないことを規定します。条例の理念などについて普及・啓発を行う際に、子どもたちが実際どのような場面で差別を受けたか等について説明できると効果的な取り組みが実施できると考えておりますので、今後ご意見等いただけるとありがたく思います。</p> |
|----|---|---|---|

【その他の意見】

| | | | |
|----|--------------------------------|---|--|
| 32 | 子どもを幸せにしようとしているところがとても素敵だと思った。 | 1 | 全ての子どもが将来に夢と希望をもって、幸せな状態で成長することを条例の最初のほうに書いて、全ての子どもがそのような状態になることを目標に、この条例を作ることにしました。また、条例の名前にも「幸せ」を入れています。 |
|----|--------------------------------|---|--|

そのほかにも、子どもの皆さんから次のような個別の取組みに関する意見をもらいました。主に、皆さんが日常生活において感じたことや体験談を基にした感想等です。それぞれ、区でそのことを担当している部署へ伝えて、参考とします。

(1) 公園・スポーツ施設等の公共施設に関する意見<52件>

公園での各種球技を認めてほしい(19件)

小さい子ども向けの公園を整備してほしい(6件)

公園や屋外スポーツ施設を増設してほしい(5件)

公共施設的环境・清掃等に関する意見(5件)

屋内スポーツ施設を増設してほしい(4件)

| |
|---------------------------------|
| ライブハウス、筋トレ等が可能な施設を増やしてほしい（3件） |
| 公園の修繕に係る意見（2件） |
| 気軽に休息できる場所を作してほしい（2件） |
| 公園の遊具増設に関する意見 |
| 遊び場（公園以外）の増設希望 |
| ティーンズセンターの増設希望 |
| 公園使用の時間制限の延長または撤廃に関する希望 |
| 図書館の増設希望 |
| 小学生も中学生も遊べる場所を作してほしい |
| （2）環境に関する意見<8件> |
| ごみの散乱、清掃に関する意見（6件） |
| タバコのポイ捨てに関する意見（2件） |
| （3）安全安心に関する意見<12件> |
| 信号増設に関する希望（4件） |

| |
|--------------------------------|
| 自転車レーン、道路に関する意見（2件） |
| 集団登校の乱れに関する指摘 |
| 信号無視に関する意見 |
| 駅のホームドア設置に関する意見 |
| 子どもの遊んでよい時間に制限を設けるべきとの意見 |
| 児童虐待に関する意見 |
| SNSの利用に関する意見 |
| （4）補助金等に関する意見<9件> |
| 貧困世帯等への補助金（現金支給）に関する意見（5件） |
| 図書カード配付に係る要望（3件） |
| 資格取得や学習指導、受験費用に関する補助金についての意見 |
| （5）まちに関する意見<18件> |
| ショッピングモールを増やして（誘致して）ほしい（5件） |
| 書店を増やしてほしい（4件） |

| |
|---|
| <p>娯楽施設（ゲームセンター等）を増やしてほしい（3件）</p> |
| <p>飲食店を増やしてほしい（3件）</p> |
| <p>バス路線、バス停を増やしてほしい（2件）</p> |
| <p>自動販売機を増やしてほしい</p> |
| <p>（6）学校等に関する意見<22件></p> |
| <p>きたコンに関するOSや閲覧可能サイト等の改善要望（6件）</p> |
| <p>教科書や授業に関するデジタル化の要望（3件）</p> |
| <p>部活動の改善（種類を増やす、費用負担を軽減する、時間を短縮する）意見（3件）</p> |
| <p>友達付き合いに関する意見（2件）</p> |
| <p>陸上大会等の開会式での挨拶を短くしてほしい</p> |
| <p>学区廃止に関する意見</p> |
| <p>給食の改善に関する意見</p> |
| <p>週休三日にしてほしい</p> |
| <p>授業時間を減らしてほしい</p> |

| |
|-------------------------------|
| もう少し中学校にお金を使ってほしい |
| 冬季の学校の水道が冷たすぎることについての改善要望 |
| 内申書の改善要望 |
| (7) そのほかの意見<11件> |
| LGBTへの配慮、同性結婚についての意見(2件) |
| 税に関する意見 |
| 連絡は電話ではなくショートメッセージにしてほしい |
| 挨拶を増やす運動をしてほしい |
| 子どもは今のままでも暮らしやすい |
| 幸せではない子どもは親のせいであることが多い |
| 外国人とふれあいのできる場を作ってほしい |
| 花火大会をやってほしい |
| 子どもたちみんなでゲームを遊べる場所がほしい |
| 差別・虐待をなくしてほしい |

(8) 感想等<44件>

今のままで特に問題ない(16件)

とてもよい取組みと感じた(15件)

条例を契機として学びが深まった(7件)

事務局へのねぎらい(2件)

自分も条例に書いてあることを守っていきたい(2件)

孤立・不登校に関するもの(2件)

「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」(案)の パブリックコメント実施結果と今後の予定について

1 要 旨

今年度策定予定の「北区子ども・子育て支援計画 2024」(案)について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

なお、「北区子ども・子育て支援計画 2024」と「北区教育ビジョン 2024」については、両施策の密接な連携のもと、推進を図ることが明確になるよう、統一的な通称名(北区子どもしあわせプラン)とデザインを使用して冊子等を作成する。

2 パブリックコメント実施結果

- (1) 北区子ども・子育て支援総合計画 2024 (案) に関するパブリックコメント実施結果(別紙1のとおり)
- (2) 北区子ども・子育て支援総合計画 2024 (案) のパブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧(別紙2のとおり)

3 今後の予定

- ・ 令和6年3月28日 教育委員会に「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」を付議(議決を経て策定)
- ・ 令和6年4月～ 第3期子ども・子育て支援事業計画策定作業
令和6年2月13日に、子ども・子育て支援法に基づく基本指針が改正され(同年4月1日施行)、地域子ども・子育て支援事業に新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」及び「親子関係形成支援事業」が追加された。これらを加えた上で、令和7年度を始期とする第3期の「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- ・ 令和7年3月 第3期子ども・子育て支援事業計画策定
(北区子ども・子育て支援計画 2024 の別冊と位置付ける予定)

北区子ども・子育て支援総合計画 2024（案）に関するパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月11日（月）～令和6年1月16日（火）

(2) 周知方法

北区ニュース（12月10日号）、北区公式ホームページ、北区公式SNS（Facebook、Twitter、LINE）、きたハピモバイル

(3) 案の閲覧場所

子ども未来課、区政資料室、地域振興室、区立図書館、児童館、子ども家庭支援センター及び子どもセンター・ティーンズセンター、北区ホームページ

(4) 意見提出者数：15名（内訳：ホームページ15名）

(5) 意見総数：81件

2 提出された意見の主旨とそれに対する区の考え方

【「第1章 計画の策定にあたって」について】

| No | 意見の主旨 | 区の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 「北区子ども・子育て支援計画 2020」の対象期間は「令和2年度から令和6年度まで」であることから、前計画を1年前倒して本計画に引き継ぐ旨の記述が必要ではないか。 | ご意見を踏まえまして、第1章①（4）「計画策定の目的」の文中に「北区子ども・子育て支援計画 2020」を1年前倒して改定する旨明記するとともに、これに伴う所要の修正を行うこととします。 |
| 2 | 第1章②「計画の位置づけ」の文中の2つ目の○の記載内容は、区民にとって重要ではない情報が多いので、修正してはどうか。なお、注釈※の記載はすべて不要と思われる。 | 「計画の位置づけ」については、本計画の根拠法令、策定目的等を区民の皆様等に分かりやすくお伝えする観点から、記載することとしております。 |
| 3 | 第1章②「計画の位置づけ」の中の「北区教育・子ども大綱」の掲載について、「北区教育・子ども大綱」は、令和6年12月頃に期限切れとなるため、1ページも使う必要はないのではないかと。掲載するのであれば、期限切れとなることを明記すべきである。p7の「「北区・教育子ども大綱」（令和元年11月策定）を踏まえて」という記述にも違和感がある。 | 北区教育・子ども大綱は、北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。したがって、本計画も同大綱を踏まえ策定を行っております。なお、同大綱が対象とする期間については、5年程度を想定していますが、明確な期限を定めたものではありません。ただ上記期間を踏まえ、今後の大綱改定に向け検討していきます。 |
| 4 | 計画の見直しの規定について、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画等」を別の扱いとしている意義が薄い。単に、「本計画は、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画 | 基本的指針において「市町村は、教育保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」と明記されている |

| | | |
|---|--|---|
| | の中間年を目処に計画の見直しを行うものとしします。」とすればよい。 | ことを踏まえ、本計画においてもそのことを区民の皆様に分かりやすくお伝えする観点から、「子ども・子育て支援事業計画」において「中間見直し」の見通しに係る記載をしております。 |
| 5 | 区民以外もパブコメに意見の提出ができるため、「区民など多くの方から意見をいただきました」などとすべきではないか。 | 「区民のみなさま等から多くの意見をいただきました」に修正いたします。 |

【「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」について】

| | | |
|---|---|--|
| 6 | 「北区子ども・子育て支援計画 2020」に掲載されている各種施策の令和5年度末時点での達成状況を本計画に記すべきである。 | 「北区子ども・子育て支援計画 2020の実績」（次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の実績）及び「北区子どもの未来応援プランの実績」について掲載しております。なお、令和5年度末時点の達成状況は令和6年度に確定することから、本計画への掲載はいたしません。これを踏まえ各種施策の取組に反映してまいります。 |
| 7 | 計画のメインは「（各種調査結果やデータを踏まえて）どのような課題があり、その課題に対応するためにどのような施策を行うか」であるため、調査結果を長々と掲載する必要性は薄い。各政策のページに、「本施策の策定にあたっての根拠データ」といった記載とQRコードを付し、その根拠データにアクセスできるようにすればよい。 | 本計画には「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」の中で「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果」のうち主なものを掲載しています。これは、「子ども・子育てを取り巻く現状」部分をお示しし、そこから明らかになる「課題」を同時に掲載することで、計画の読み手である区民のみなさま等にわかりやすい計画となるよう検討したものです。 |

【「第3章 計画の基本的考え方」について】

| | | |
|---|---|---|
| 8 | 「基本理念」「基本的な視点」「基本方針」があり、さらに計画が3つあり、それぞれの計画に「施策目標」や「基本目標」、「柱」があるという、極めて複雑な体系で、計画全体の整理が不十分のため、抜本的に作り変えるべきである。 | 本計画は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の各法律に基づき策定するそれぞれの計画について、子ども・子育て支援を総合的に推進していく観点から、これらの計画を子ども・子育て支援に関する総合計画として一体的に策定するものです。「基本理念」は、本計画のいわば基礎となる考え方です。基本的な視点は、基本理念を前提として本計画の一貫した立場として、「すべての子どもの権利が保障され、「子どもの最善の利益」の実現を目指す」旨を明示しています。これらに基づいて、本計画の施策の方向性を具体的に示すものが「基本方針」です。 |
| 9 | 「基本理念」「基本的な視点」「基本方針」などの整理が不十分である。「基本理念」「基本的な視点」「基本方針」の違いは何か。 | 「基本理念」は、本計画のいわば基礎となる考え方です。基本的な視点は、基本理念を前提として本計画が貫く立場として、「すべて |

| | | |
|----|--|---|
| | なぜ、3つの概念が必要なのか。また、「子どもの権利の保障」が「基本的な視点」とのことだが、「子どもの権利の保障」を「基本理念」や「基本方針」としてはだめなのか。 | の子ども権利が保障され、「子どもの最善の利益」の実現を目指す旨を明示しています。これらを前提として、本計画の施策の方向性を明確に示すものが「基本方針」です。 |
| 10 | 「「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの権利を保障することが重要であり、」 「北区では、子どもの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。」とあるので、この4つを柱として設定し、それぞれの柱に対応する施策を展開すべきであるのに、「基本方針」「施策目標」「柱」が別の項目になっているのはなぜか。 | 「施策目標」は本計画第4章「次世代育成支援行動計画」におけるもの、「柱」は本計画第6章「子どもの未来応援プラン」におけるものです。 |
| 11 | 「北区子ども・子育て支援総合計画の体系」の図において、「こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」」であることだけを特記するのはなぜか？ | 基本理念、基本的な視点、及び基本方針並びに次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画及び子どもの未来応援プランを包含する本計画全体が、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に位置付けられることから、お示しの図となっています。 |

【「第4章 次世代育成支援行動計画」について】

| | | |
|----|--|---|
| 12 | 平日の学童クラブにおいて、校庭や体育館で自由に運動する機会を増やしてほしい。 | 子どもたちの健やかな成長にとって、体育館や校庭を利用して、自由に体を動かすことのできる機会を提供することは重要なことと考えております。子どもたちの安全・安心に配慮しながら、学童クラブがより一層魅力ある育成の場となるよう努めてまいります。 |
| 13 | 学童のおやつをもう少し糖分の少ないものにしてほしい。おやつ費を値上げしてもいいですし、全てではなくとも、健康に配慮したおやつを増やすことを希望する。 | 学童クラブのおやつについては、発達過程にある低学年児童への補食という考えとともに、児童の生活の場としての楽しみやコミュニケーションのツールとして提供しています。子どもたちの健やかな成長を第一に考え、栄養面・健康面に配慮した対応に努めてまいります。 |
| 14 | 夏休みにおける学童クラブのイベントを増やしてほしい。 | 学童クラブでは、低学年児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行う場を提供しています。子どもたちの社会性や創造性を育むうえで、より魅力的な活動の場を提供できるよう努めてまいります。 |
| 15 | 学童クラブの環境を整えるために、予算や人をつけてほしい。 | 学童クラブにつきましては、国が定める運営基準に基づき、必要な指導員や活動場所を十分に確保したうえで運営しております。学童クラブの環境整備に現在も取り組んでいるところですが、子どもたちにとって安全・安心な生活の場を提供できるよう引き続き |

| | | |
|----|--|---|
| | | 努めてまいります。 |
| 16 | 「子ども条例」ができることはとても良いことであるが、権利だけを主張するのではなく、義務も同時に努めるべきであると教えてほしい。また、子どもは大人、保護者の背を見て育つため、保護者への教育が必要であり、家庭教育が大切である。 | ご意見をいただきました「子ども条例」につきましては、「(仮称)北区子どもの権利と幸せに関する条例(案)」として本計画(案)とは別に令和5年12月1日から令和6年1月5日までパブリックコメントを実施したところです。本計画では、「子どもの権利保障に係る普及啓発の実施(ID1-4-1)」により小中学生のほか、大人を対象とした出前講座を行うとしております。こうした事業において、子どもが子どもの権利を知り、また、他の人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう取り組むとともに、保護者など大人を対象とした出前講座を実施し、子どもの権利について学習する機会を設ける等の取組を実施してまいります。 |
| 17 | 計画の目標値について、「推進」という曖昧な表現ではなく、具体的な記載(割合への変更含む)とすべきである。また、目標年度についても令和10年度に固定されているが、この年度にこだわる必要がない項目もある。 | 本計画における目標設定については、各事業の目的、性質等を検討し、各事業の取組の指標となる表現・数値を採用しております。なお、本計画は令和6年度から令和10年度までの5か年計画であることから、目標の最終年度を令和10年度としております。 |
| 18 | 「SNS 北区ルールの配付」について、現状のルールは小4以上が対象であるが、きたコンは小1～3にも配布されているため、低学年向けのルールも策定すべきである。 | SNSにつきまして、きたコンではセキュリティシステム等により制限をかけていること、又SNSは主にスマートフォンでの使用を想定しており、小4以降、スマートフォンを使用する機会が増えるデータがあることから、現状では低学年向けのルール策定は検討しておりませんが、スマートフォンの利用が小3以下へ低年齢化することも十分想定されるため、今後も状況を注視してまいります。 |
| 19 | 「LINE 相談事業」は原則女性に限られているため、男子生徒が相談できない。 | 区では、国の地域女性活躍推進交付金を活用して、令和4年度より女性のためのLINE相談事業を実施しています。「女性のためのLINE相談TOU(トゥーユー)」との名称で当該事業を周知し実施していますが、男性から相談があった際も女性と同様に対応していますので、男子生徒の皆さんから相談していただくことも可能です。 |
| 20 | 「子どもに対する禁煙・防煙対策」について、以下のとおり修正すべきである。①「18歳未満の子を持つ禁煙治療費助成事業」→「18歳未満の者を含む世帯や妊婦への禁煙治療費助成事業」②現状でも既に上乘せされている(通常は上限1万、妊婦等は上限2万)ので、「助成単価を増額する」→「助成単価をさらに増額する」③「家 | 区が実施する禁煙治療費助成制度は、禁煙を希望する方に治療費の一部を助成することで禁煙支援を行う制度です。ご指摘のとおり、18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価の増額を行っております。 ①について、ご意見を踏まえまして、「18歳未満の子を持つ禁煙 |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>庭内での子どもの受動喫煙を防止」→「家庭内を含めあらゆる場所での子供の受動喫煙を防止」また、学校で勤務者の喫煙率を0%とする目標を設定・追加すべきである。北区内では、小学校の通学路に灰皿が設置され登校中に受動喫煙に晒される事例が発生しているため、「通学路や小中学校・保育施設周辺を禁煙化します」といった記載を追記すべきである。</p> | <p>治療費助成事業については、助成単価を増額する」を「禁煙治療費助成制度について、18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を増額する」に修正いたします。</p> <p>②について、同制度が18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を上乗せしている旨を説明する記載となっております。</p> <p>③について、同制度が18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を上乗せすることで、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていくことを目的としていることに基づく記載となっております。</p> <p>路上喫煙対策や受動喫煙対策等については、各所管課が関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組みに関するご意見は参考にさせていただきます。</p> |
| 21 | <p>「子ども医療費助成」について、令和5年度に行われた「小児インフルエンザ予防接種助成」を恒久化し、この計画にも盛り込むべきである。</p> | <p>子ども医療費助成制度は、北区に住所を有するお子さんが病院・薬局等で診療や投薬を受ける際に、健康保険の適用される医療について保護者等が負担する自己負担額を区が助成するものです。「小児インフルエンザ予防接種助成」については、現時点で、区の恒久化する制度として位置付ける計画はございませんが、令和6年度は、令和5年度とは方法を変更いたしますが、概ね同等の助成事業を実施する予定です。</p> |
| 22 | <p>「東京都北区SDGs推進企業認証制度」について、SDGsにはたばこ規制に関する項目も含まれているので、北区の認証制度に「三次喫煙も含め、従業員が受動喫煙に晒されない職場環境を構築している」といったチェック項目を追加すべきである。</p> | <p>ご意見のとおり、SDGsのゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」のターゲットに「3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。」が記載されており、職場等の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な措置をとるなども重要な項目と考えます。今後、北区SDGs推進企業認証制度のチェック項目については、一定の期間を設けて見直しを行う予定ですので、全体のバランスも踏まえて検討していきます。</p> |
| 23 | <p>「区職員へのワーク・ライフ・バランス推進」については、事業名を「区職員へのワーク・ライフ・バランス及び健康増進の推進」とすべきである。区役所には屋外喫煙所が設置され、職員・利用者が受動喫煙に晒されている現状を踏まえ、事業内容に「また、三次喫煙を含め、あらゆる場所での受動喫煙が根絶されるよう、区が率先して取り組みます」といった記載を追記すべきである。</p> | <p>「区職員へのワーク・ライフ・バランス推進」については、働きながら子育てをする方が安心して、子育てと仕事が両立できる環境をつくるため、区が率先して、職員へのワーク・ライフ・バランスに関する取組を推進することにより、区内事業者等への理解促進を図るというものです。したがって、「区職員へのワーク・ライフ・バランス推進」という名称は適当であると考えております。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 24 | デート DV 講座について、「交際相手から暴力を振るわれたことがある」が女性の約 6 人に 1 人、男性の 12 人に 1 人（2021 年の国調査）という状況なので、学校からの依頼がある場合のみ出前講座を実施するのではなく、区内全ての児童にその機会が提供されるよう、積極的な講座の実施をお願いする。 | 区では、毎年度、各学校からの手挙げ方式による出前講座「デート DV 講座」を実施しています。区内の各中学・高校では、学校単位で年間の教育計画を立て、限られた時間の中で計画的に多くの教育活動に取り組んでいることから、全ての学校で一律にデート DV 講座を開催し、生徒の皆さんに受講していただくことは難しい状況です。引き続き、当該講座の周知に努めつつ、各学校からの手挙げ方式により実施してまいります。なお、区では、出前講座「デート DV 講座」の実施と並行して、毎年度、区で作成した中高生向けデート DV 理解促進リーフレットを区立中学 3 年生全員や区内の私立中学校・都立高校・私立高校に配布する等、若い世代へのデート DV の啓発に取り組んでいるところです。今後も、出前講座の「デート DV 講座」をはじめとする、デート DV 啓発事業を継続実施してまいります。 |
| 25 | スクールソーシャルワーカーの配置について、不登校児童が増える中、勤務日数の限られた非常勤職員では対応しきれっていないので、常勤の採用を望む。 | 児童・生徒の不登校の増加に早急に対応するため、区独自で全中学校区に各 1 名を配置しているスクールカウンセラーとの連携によるサブファミリー単位の支援体制の構築を目指しています。勤務日数や雇用形態については、各学校の状況、特別区の人事制度なども踏まえつつ、より効果的な運用となるよう検討していきます。 |
| 26 | 専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談）について、相談に応じるだけでなく、暴力・ネグレクトなどの「虐待」に無自覚な保護者に対して、家庭訪問や家事支援など継続的な対策、臨機応変に動くことができる仕組み作りをお願いしたい。 | 専門相談では、来所相談に加え、必要に応じて地区担当ワーカーと同行訪問を行います。子育て家庭に対し虐待予防の視点を持ちながら状況に応じて相談支援及び家庭支援事業等サービスの提供ができるよう、関係機関との連携を図りながら取組を進めてまいります。 |
| 27 | 「子どもの安全を確保する活動の推進」について、学校や保育園周辺にいる喫煙者を取り締まる政策を迫るべきである。灰皿設置を行っている事業者や路上喫煙者に対して直接注意・警告を行う必要がある。学校周辺の喫煙者を取り締まる対応をするべき。 | 子どもの安全を確保する活動の推進として、子どもを事故や犯罪から守るための各種事業の実施を計画しております。路上喫煙対策や受動喫煙対策等については、各所管課が関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組みに関するご意見は参考にさせていただきます。 |
| 28 | 「児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援」について、子どもを（三次喫煙を含め）受動喫煙に晒すことは児童虐待のため、「三次喫煙を含め、子どもを受動喫煙に晒すことは児童虐待であり、家庭・学校・地域などあらゆる場所から子供への児童喫煙を排除するため、学校や保育施設周辺での喫煙を罰則付きで禁 | 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える重大な権利侵害であり、だれであっても、どのような理由があってもしてはなりません。路上喫煙対策や受動喫煙対策等については、各所管課が関連法令等に基づいて取組みに努めております。いただいた具体的な取組 |

| | | |
|----|--|---|
| | 止するとともに、それらの施設で働く者には禁煙を義務付け、訪問者についても喫煙後1時間は施設への立ち入りを禁止します。また、家族に子供がいる場合は喫煙してはならないというのが大前提であり、喫煙者には自動相談所等から警告を行います。」といった趣旨の取組・事業を追記すべきである。 | みに関するご意見は参考にさせていただきます。 |
| 29 | 「就学援助」は既存事業であるため、「主要事業」とするならば、今までと何が違い、今後はさらにどこを重視するのかを記載すべきである。また、特段何もかわらないように読めるので、「推進」とするには違和感がある。 | 就学援助は、学校教育法第19条の趣旨に則り、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者を支援する制度であり、本計画の基本理念「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」を実現するための「生活困窮家庭への支援」において、欠かすことのできない主要な事業であると認識しています。生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる、いわゆる「準要保護者」に対する就学援助については、各自治体が制度内容を定めて実施しており、北区ではこれまで、生活保護制度の見直しや税制改正の影響なども踏まえながら、必要な制度の見直しを図ってまいりました。今後も社会経済状況に応じた適切な制度運用に努め、困難を抱える子育て家庭への支援を推進してまいります。 |
| 30 | 第4章について、「子ども・子育て支援事業計画」か「子どもの未来応援プラン」にも事業がある場合に対応するID番号が付されているが、計画を一体に作成すれば不要ではないのか。そもそも本計画は、「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの未来応援プラン」の3つを一体的に作成したとしているにもかかわらず、実際には個別に作成された計画を第4章、第5章、第6章でそれぞれ記述しているだけで、一体的になっているとはいえない。 | 本計画は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法という異なる法律に基づく計画を一体のものとして策定するものです。それぞれの法律に基づき、策定する目的・内容がそれぞれ異なることから、章を分けて、分かりやすく掲載するとともに、各章における事業にIDを付すことで、各章が一体的に運用できるようにしております。 |
| 31 | 「子どもが権利の主体としての自覚を持ち、その権利が保障されるよう、子どもの権利擁護に関する普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信する」ことに賛成です。子どもの権利条約総合研究所の先生に講演会やワークショップの講師・ファシリテーターとして活躍していただきたい。子どもの権利擁護委員と、子どもの権利に関する委員会委員の差異や委員の資格要件や相互の関連について分かりやすく提示してください。これら委員の公募はありますでしょうか。 | 子どもの権利保障に係る普及啓発につきましては、児童・生徒のほか、地域で子どもに関わる大人を対象とした出前講座の実施のほか、子どもの権利に関する普及啓発活動を展開していく計画です。また、子どもの権利擁護委員とは子どもの権利の侵害に関することについて相談に応じ、助言や支援を行います。一方、子どもの権利に関する委員会は、区における子どもの権利保障の状況等に関して審議等を行うものです。委員に関しては、適切な選定基準などに基づき選定していく考えです。 |
| 32 | 子どもの意見表明・社会参加の機会を保障するために、中学生モ二 | いただいたご意見につきましては、参加する子どもたちの意向等 |

| | | |
|----|---|--|
| | ター・高校生モニターによるモニター会議、小学生との区政を話し合う会を毎年度実施するとあるが、これでは弱いので、小・中・高校生から公募した委員から成る常設の子ども会議を設けて毎月定例会議を開催し、区政運営に反映させてほしい。 | を聞き取りながら、子どもの意見表明権を保障する取り組みの一案として、今後検討を進める中での参考とさせていただきます。 |
| 33 | 子どものネットトラブル 等の未然防止を図るため、きたコンやスマートフォンの方のルールの配布するとともに、ホームページでも公開しますとあるが、配布や閲覧だけでは手薄なため、リテラシー教育を、授業でしっかりと行うべきである。 | 区では、これまでも情報モラル教育を進めるとともに、あわせて情報活用能力を育むリテラシー教育を行ってきました。引き続き、学習用端末等の取り扱いを含め、関係部署や学校と連携してリテラシー教育を推進してまいります。 |
| 34 | (4)「子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実」の◆主な取組の1つ目について、「〇子どもが権利の主体であることを子ども自身が自覚し、大人もそのことを理解して、子どもの権利を保障する社会となるように、普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて行います。」に修正してはいかがか。また、2つ目について、「〇子どもの権利擁護委員、子どもの権利委員会を設置して、子どもの権利を保障する仕組み、体制を整えます。」に修正してはどうか。 | ◆主な取組の1つ目については、「子どもが権利の主体としての自覚を持ち、その権利が保障されるよう、子どもの権利擁護に関する普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。」と、子どもの権利に関する大人の理解促進についても取り組んでいく旨記載しています。 |
| 35 | 主要事業「子どもの権利保障に係る普及啓発の実施」について、①は、全小中学校に出向いて出前講座を行うのか。また、地域で子どもに関わる大人を対象とした出前講座は、誰を対象としたものか。②は、②普及啓発用 Web ページの制作とともに、紙でのリーフレットも作成してほしい。③として、11/20を「北区子どもの権利の日」として、その前後の期間に、区民全体に向けての講演会や、図書館での特集展示など、子どもの権利についての区民の理解と関心を深める事業を追加してほしい。 | ①小中学校の児童・生徒の子どもに関する理解促進を図るため、出前講座を実施してまいります。実施方法等については、現在検討中ですが、できるだけ多くの子どもたちに子どもの権利に関して学ぶ機会を提供していきたいと考えております。 ②環境への配慮等の観点から Web ページを主体と考えておりますが、紙のリーフレットにつきましては必要に応じて作成を検討します。 ③11月20日は国連が定める「世界子どもの日」であること、こども家庭庁では11月を「こどもまんなか月間」としていること、さらに、他の自治体等で「子どもの権利月間」として、様々な取組を進めていることなどを参考に、北区としても効果的な啓発に取り組んでいきます。 |
| 36 | 「子どもの権利擁護委員の設置」には、子どもたちが相談しやすくなる工夫が必要である。例えば世田谷区では、子どもたちの応募作品から「せたホッと」と名付け、なちゅというマスコットキャラクター、西東京市では、6年生対象の副読本が作られて「つらい…ときはCPTに相談だ」と呼びかけている。 | 子どもの権利擁護委員の設置に関して、子どもたちが子どもの権利についての相談をしやすいう、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。 |
| 37 | 【子どもの意見表明・社会参加の機会】 | 中学生モニター、高校生モニター及び小学生と区政を話し合う会 |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>①「中学生モニター、高校生モニター、小学生と区政を話し合う会」について、今のままのやり方では、子どもが主体とは言いがたく、子どもの権利についての視点が弱いため、制定される「子どもの権利と幸せに関する条例」の趣旨にそうように改善、「子ども会議」の新設をお願いしたい。(担当課は区長室ではなく子ども未来課が適している)</p> <p>②子ども会議は、今のよう、小学生、中学生、高校生と分けるのではなく、小学校高学年から高校生までの異年齢、多世代とする。</p> <p>③また、年に1回とか、夏休みに数回とかではなく、月1回ずつ半年間あるいは1年開催して、常設となるようにする。</p> <p>④そのために、子どもに理解のある専門家のファシリテーターに関わってもらわなければならない。</p> | <p>については、これまでも、区における子どもの意見等を求める会議として、参加する子どもたちの自主性・自発性を尊重して運営してまいりました。引き続き、子どもが主体的に会議に参加できるよう工夫してまいります。現時点で、既存の子どもの意見等を求める会議とは別の会議体を設ける計画はございませんが、会議を行う中で、どのような形が子どもたちにとって最善の形かという部分は常に検証しながら取り組んでいきたいと考えております。</p> |
| 38 | 子ども会議を常設してほしい。 | |
| 39 | <p>(5)こころとからだの健全な成長への支援の主要事業で、「人権教育の推進」にある「人権教育研修」の取組は、その前の(4)の取組にも入れてほしい。また、以下のとおり、修正してほしい。</p> <p>「小・中学校においての人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT 等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につけられるようにします。」</p> | <p>①お示しの「(4)子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実」は、子どもの権利を区がどのように守っていくかという視点に沿った施策です。一方、「(5)こころとからだの健全な成長への支援」は、子どもたちの心の成長への支援に関する施策群です。</p> <p>②「LGBT 等も含め多様性を尊重するなど」の部分は、「性の多様性への理解促進 (ID1-5-19)」として別に定めております。</p> |
| 40 | 「プレーパーク事業」について、子どもたちの居場所として位置づけられているが、子ども条例が制定され、また、不登校の子どもたちが激増しているため、「推進」とする中味、必要とされている意味を丁寧に考えていただきたい。 | <p>プレーパーク事業 (ID1-5-1) については、子どもの居場所づくりの一つとして主要事業として位置付けており、これまでの取組に引き続き、子どもが自由にのびのびと過ごせる居場所づくりを推進していきます。なお、「子ども条例」につきましては、「(仮称)北区子どもの権利と幸せに関する条例(案)」として本計画(案)とは別に令和5年12月1日から令和6年1月5日までパブリックコメントを実施したところです。</p> |
| 41 | 家庭ごとに寄り添った支援を考えてほしい。 | <p>本計画は、基本方針の一つとして「”すべて”の子育て家庭への支援」「”まちぐるみ”での子育て支援」を掲げています。どのような家庭でも取り残されることのないよう取り組んでまいります。</p> |

【「第5章 子ども・子育て支援事業計画」について】

| | | |
|----|--------------------------------|--------------------------------|
| 42 | 保育園や学童については、赤羽・王子・滝野川の区域内であっても | 子ども・子育て支援法第60条の規定に基づく「教育・保育及び地 |
|----|--------------------------------|--------------------------------|

| | | |
|----|--|---|
| | 自宅近隣以外では利用困難である。すべての事業について北区全域を1区域とし、それぞれの事業ごとに、「区全体としては見込み量が確保できていても、実際には近隣以外の施設を利用することは困難であるから、さらに需要動向の調査や調整に努める」といった記載にするのがよいのではないのか。 | 域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本的指針」といいます。）に基づき、区における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案した上で、保育及び放課後児童健全育成事業については、赤羽区域、王子区域及び滝野川区域の3つの区域設定を行っております。 |
| 43 | p180以下の表にある「確保方策」とは、(必要な量を)確保するための方策・手法という意味だと解釈でき、数値を記載するのは不適切ではないか。数値を記載するのであれば、「確保予定数」とすべきである。 | 基本的指針では「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」と定められており、ここでいう確保の内容について、事業ごとの内訳及びその見込み数を合わせて確保方策として記載しております。 |
| 44 | 第5章③人口推計における、見出しやグラフのタイトルを「人口推計」ではなく、「11歳以下人口」とすべきである。 | グラフのタイトル「図 人口推計」について、「図 人口推計(0歳から11歳まで)」に修正いたします。 |
| 45 | 第5章⑤(2)幼稚園 認定こども園(教育利用分)の各年度ごとの表中各年度の欄「幼児期の学校教育の利用希望が強い」は、「幼児期の学校教育の利用希望が強い方」と記載すべきではないのか。 | ご意見を踏まえ、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」は、「幼児期の学校教育の利用希望が強い方」と修正いたします。 |
| 46 | 「1人あたりの平均受診回数(実績)を乗じて算出。」とあるが、さまざまな理由で受診していない妊婦がいることが想定されるため、実績平均よりも若干多めに見積もるべきである。 | 量の見込みは、予測妊婦数×平均受診率で設定しています。この予測妊婦数について、実際に出産に至る方(健診をフルに受診する方)たちの実績よりも多く設定しています。そのことにより、最終的な量の見込みは実績よりも大きめに設定されています。なお、家庭環境等にかかわらず、必要な受診ができるように支援すべきであることは、ご意見のとおりです。区として、全ての妊婦が必要な健診を受けられるように引き続き支援してまいります。 |
| 47 | (8)一時預かり事業について、「トワイライトステイ」の文言があるが、トワイライトステイ事業は廃止になったのではないのか。 | 子どもトワイライトステイ事業は、令和4年度に子どもショートステイ事業に組み入れられたため、ご指摘のとおり、当該記載は削除いたします。 |
| 48 | 「保育園一時預かり」と「ファミサポ」は趣旨は似ているとしても、内容はかなり異なっている制度であり、まとめてよいのか。 | 国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づく分類となっております。 |
| 49 | ①「病児病後児保育事業」について、「居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往來の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。」とあるが、病中における施設往來の負担があるのは居宅型(シッターが自宅に来る)ではなく施 | ①「居宅訪問型病児・病後児保育事業」については、病中における施設往來の負担がある場合等に、居宅において利用できる制度として、そのような記載となっております。 ②「病児病後児保育事業」の「量の見込み」については、区におい |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>設型（病児が施設に行く）ではないのか。</p> <p>②また、見込み数は居宅型と施設型の合計であるとする、施設型は物理的に保育する場所を区が確保する必要があるのに対し、居宅型は実施事業者に対して区が補助金を支給するのだと思われ、内容が大きく異なり単純に合計するのは不適切なのではないか。</p> | <p>では、居宅訪問型の利用実績が少なく、病院・保育園等に付設された施設（施設型）での利用がほとんどであるという実績を踏まえ、施設型のニーズ量を基に定めております。</p> |
| 50 | <p>第5章の6（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）のページにおいて、「放課後子ども教室（一般登録）」という用語に説明が必要ではないか。現状の記載であると「学童クラブ」＝「放課後子ども教室（一般登録）」であるとも解釈できる。</p> | <p>ご意見を踏まえ、同ページに下記の記載を追記します。</p> <p>「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。</p> |
| 51 | <p>区立保育園や幼稚園など、一時期の入園児減少だけで閉園をせず、人口が増えた時に備えていつでも受け入れられる体制を残しておいてほしい。</p> | <p>令和5年4月期の保育園入所における待機児童は解消されましたが、人口の推移、マンション開発の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析します。その上で、保育施設の配置や受け入れ可能児童数について今後の対応を検討してまいります。</p> <p>区立幼稚園については、幼稚園審議会において、「極端な小規模化・少人数化は集団生活の場としての幼稚園本来の役割低下から問題である」という答申が出されたことを踏まえ、一定の学級編制基準を定め、基準を下回った園を休園・閉園としてきました。また、多様な区民ニーズに応え、就学前教育・保育のさらなる充実を図るため、既存の区立幼稚園を、幼稚園機能、保育園機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定こども園」に移行する方針を定め、現在、区内2園目となる区立認定こども園の開設準備を進めています。今後も、私立園への支援等も含めた、区内の就学前教育・保育の充実のための取組みを推進してまいります。</p> |

【「第6章 子どもの未来応援プラン」について】

| | | |
|----|---|--|
| 52 | 第6章に記載されている各施策は「次世代育成支援行動計画」か「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込まれている事業の再掲であるため、第6章自体が不要である。「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」は、「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」に引き継ぎました」としてはいいかがか。 | 本計画は、北区子どもの未来応援プラン（平成29年3月作成）から引き続き、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」と一体をなすものとして、「第6章 子どもの未来応援プラン」として統合するものです。第6章には独自の指標として北区の子どもの貧困に関する指標を設けており、区における貧困対策の指標としております。 |
|----|---|--|

【「資料編」について】

| | | |
|----|--|--|
| 53 | 資料編③における「第5期（令和5年4月1日～令和5年7月31日）令和5年度」という記載について、「令和5年度」となっているが、令和5年度の途中までで終わっている。 | 北区子ども・子育て会議の第5期委員の任期は令和5年7月31日までとなっております。したがってそのような記載となっております。なお、第6期委員の任期は令和5年8月15日から令和7年8月14日までとなっており、資料編③にその旨も記載しております。 |
| 54 | 子どもの権利条約について、省略されている条文の取捨選択理由が不明である。第41条まではすべて記載でよい。また、条約の原文には、「第1条（児童の定義）」の（児童の定義）といった括弧の記載はない。 | 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）については、『すべての子どもの権利が保障され「子どもの最善の利益」の実現をめざす』という本計画の基本的な視点との関係においても、子どもの権利保障に関する重要な条約であると認識しております。ご意見を踏まえまして、第41条までは全文を掲載することとします。なお、区民の皆様には条文の趣旨を分かりやすくお示しする観点から、条文に見出しを付しております。 |

【計画全体について】

| | | |
|----|---|---|
| 55 | 「(仮称)北区子ども・子育て支援計画 2024」と「北区教育ビジョン 2024」は相互に密接に関連するため、パブリックコメントは、一体として実施すべきである。そのため前者に寄せられた意見であっても、後者に関わるものについては、後者への意見として対応すべきである。 | 本計画は、こども基本法、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の各法律に基づき区が策定すべきそれぞれの計画について、子ども・子育て支援を総合的に推進していく観点から、これらの計画を子ども・子育て支援に関する総合計画として一体的に策定するものです。なお、「北区教育ビジョン 2024」（案） |
| 56 | 「北区教育ビジョン 2024」と「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」は重複している項目が多いので、統合すべきである。 | は、教育委員会が重点的に取り組むべき教育に関する施策の基本的な方向性と主な施策を示すものであることから、パブリックコメントについては本計画とは別に実施しております。一方で、両計画は、相互に関係が深いものであるため、これらを合わせて「北区子どもしあわせプラン」として連携しながら推進してまいります。 |

| | | |
|----|--|---|
| 57 | 日本版 DBS の導入ができるまでは、犯罪歴がある人間を子どもと関わる仕事に就かせないよう規則を作ってほしい。 | 子どもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないことを確認する制度「日本版 DBS」については、現在国において議論が進められているものと承知しております。区における子どもに関する施設の職員等の任用等の制度の運用については、各任用権者において、国等の動向その他社会的な状況等も注視しながら適切に運用を行ってまいります。 |
| 58 | 本計画には、デジタル化、ICT活用などの施策がなrandeいるので、本計画書自体にも最新データにアクセスできるよう QR コード、ウェブページの作成や、そもそも紙媒体ではなく、電磁媒体をメインとして作成してはどうか。 | 区では基本計画・中期計画等をはじめとした区政方針に係る計画等について、デジタルデバインドに繋がることがないよう、あくまで現状の紙媒体での掲載をメインとし、ホームページにも同内容を掲載する方針に変更はございません。 |
| 59 | 15 年前に策定された「北区中高生世代夢構想」があるが、実質的に意義が終了したものをいつまでも残しておくのは無駄であるから、本計画に「北区中高生世代夢構想（平成 20 年 12 月）については、その趣旨を本計画に引き継ぐ」といった内容の記載をすべきである。 | 「北区中高生世代夢構想」については、東京都北区中高生夢構想検討委員会により平成 20 年 12 月に策定されたものです。この構想による提言内容については、「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）」の策定の際に生かすこととしました。 |
| 60 | 川崎市の夢パークや、世田谷区の複数のプレーパークの立地や運営方法を参考に、北区内にもまず 2 か所設け、徐々に増やしてほしい。 | 現在区では、プレーパークを実施する団体と連携し、不特定多数の子どもや大人を対象とし、区内公園等において、プレーパーク事業として泥んこ遊び、水遊び、穴掘り、焚き火、かまど料理、釘刺し遊びなど自由に遊ぶことができる場を提供しています。今後も、子どもがのびのびと自由に遊ぶことができる居場所づくりに努めてまいります。 |
| 61 | 発達障害の子どもに対する個々の状況に応じた支援として、校内の空き教室で巡回指導員が実施する取り出し授業が子どもたちの間で好評のため、この成功要因を分析し、より拡大発展させてほしい。 | 特別支援教室（巡回指導）は、授業中に特別支援教室で、児童・生徒に対し、個人の教育計画に基づき実施する教育活動です。利用するためには、校内委員会を経て、特別支援委員会で決定しています。子どもにとって、最適な学びの方法がどのようなものか、個別性を考え、保護者、本人の意向も踏まえたうえで調整していきます。 |

| | | |
|----|---|---|
| 62 | 子どもの成長過程において政治教育の充実を強化/推進していくべきである。具体的な施策としては笑下村塾の「笑える政治教育ショー」などの取組みを北区でも取り入れて欲しい | 学習指導要領にのっとり、我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、思考力、判断力、表現力を育成することができるよう教育を実施しております。今後も学習指導要領を踏まえた上で各学校において、引き続き、政治教育を推進してまいります。ご紹介のありました「笑える政治教育ショー」の取組につきましても、今後も区において、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせていく上での参考とさせていただきます。 |
| 63 | パブコメについて、同時に教育や防災などのパブコメがあり、なかなか読みこめないのが、ヘルシータウンのように、公聴会をやっていたらいい。 | ご意見を踏まえ、パブリックコメントの実施時期、周知方法等を検討させていただきます。今後の参考とさせていただきます。 |

【誤記、体裁等】

| | | |
|----|---|----------------------------------|
| 64 | P.96「児童の権利に関する条約※」の「※」はどのような意味か。 | ご指摘の箇所は、不要な記号であるため、削除いたします。 |
| 65 | p162「ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業」の行の「関連計画施策 ID」の欄のIDという記載が抜けている。 | ご指摘のとおり修正します。 |
| 66 | p112以下の表の「関連計画施策 ID」欄の記載について、1ケタの数字が半角だったり全角だったりしている。 | ご指摘の箇所を含め、表記について統一するよう修正します。 |
| 67 | p161など、ID番号の記載箇所について、スペースの都合で改行するのであればID番号の途中で改行するのではなく、ID番号の前で改行すべきである。 | ご指摘の箇所を含め、改行箇所について、調整いたします。 |
| 68 | p123「家庭教育力向上プログラム」担当課部分の最後の「・」が不要である。 | ご指摘を踏まえ、当該部分は削除します。 |
| 69 | p105表の見方（の左側）について、「⇒★未来応援プラン ID O」ではなく「⇒★未来応援プラン IDO-O」、「⇒★IDO」も「⇒★IDO-O」となる。 | ご指摘を踏まえ、「⇒★IDO-O-O」と修正します。 |
| 70 | p108「ICT」という単語について、2か所だけ半角になっている。 | ご指摘を踏まえ、「ICT」という単語について、全角に統一します。 |
| 71 | p137一番下にある線は不要である。 | ご指摘のとおり、削除します。 |
| 72 | p143「地域育て合い事業」の事業番号が四角で囲まれていない。 | ご指摘のとおり、修正します。 |

| | | |
|----|--|--|
| 73 | p107 表の事業名のIDの部分、再掲の場合に「ID」をつけずに番号のみ記載している箇所と、「ID」という記載+番号という記載が複数ページにて散見される。 | ご指摘を踏まえ、表記等を確認の上、修正いたします。 |
| 74 | p185 表の「関連計画施策 ID」の部分、1行目と2行目だけ他とフォントが違う文字がある。 | ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所を含め、フォント調整を行ってまいります。 |
| 75 | p177「本計画」とは、「子ども・子育て支援事業計画」のことか。そうであれば、p6の「「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」(以下「本計画」といいます。)」という記載と不整合である。 | 「本計画」は「この事業計画」に修正します。 |
| 76 | p183 表の右上の(人)が表と重なっている。 | ご指摘を踏まえ、修正します。 |
| 77 | p202「柱」「施策」の部分の2行に渡る場合のインデントがそろっていない。 | |
| 78 | p201、p203「本計画」とは、「子どもの未来応援プラン」のことか。そうであれば、p6の「「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」(以下「本計画」といいます。)」という記載と不整合である。 | p.201は「本計画」は総合計画を指しております。 |
| 79 | p221 下表の(2)(仮称)北区子ども条例」に関する事項についてという記載部分、(2)の後ろに、前括弧「が必要である(5箇所)。また、「議事」の部分、2行にわたる場合のインデント、年月日の1桁数字の半角・全角が不そろいである。 | ご指摘のとおり修正します。 また、ご指摘の部分にかかわらず、本計画全体で同様の箇所がないか確認してまいります。 |
| 80 | p223「平成元年(1989年)に国際連合が採択。日本は平成6年(1994年)に批准、平成6年5月22日に発効。」の位置がズれている。 | ご指摘を踏まえ、修正します。 |
| 81 | 1桁の数字が半角だったり全角だったりして不整合。たとえば、p6の「令和5年」と「令和6年」 | ご指摘の箇所を含め、統一した表記としてまいります。 |

北区子ども・子育て支援総合計画 2024(案)のパブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧

全体的な修正点（主なもの）

| 修正内容 |
|--|
| 文章表現を最新のものに時点修正 |
| 他の関連する計画の修正に合わせて、事業名や内容を修正 |
| 誤字脱字等の修正及び文章表現・書式の体裁等に関する軽微な修正（個別の修正箇所では記載を省略します。） |

個別の修正箇所

| 頁 | 修正前 | 修正後 |
|-----|--|--|
| 6 | ○こうした経緯を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を引き続き推進するために「北区子ども・子育て支援計画 2020」及び令和5年度末を計画年度とする「子どもの貧困対策に関する計画（北区子どもの未来応援プラン）」の改定し、これらを統合し、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。 | ○こうした経緯を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を引き続き推進するために「北区子ども・子育て支援計画 2020」の当初計画期間を1年前倒しで改定するとともに、令和5年度末を計画年度とする「子どもの貧困対策に関する計画（北区子どもの未来応援プラン）」を改定し、これらを統合し、「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。 |
| 11 | ○計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさまから意見をいただきました。 | ○計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさま等から多くの意見をいただきました。 |
| 124 | 性に関する適切な教育の実施 [教育指導課] | 心と体を守るための性教育の実施 [教育指導課] |
| 126 | 児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーの配置を全中学校区に各1名へと拡充し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携した支援の充実を図ります。更に、区独自 | 児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーの配置を全中学校区に各1名へと拡充し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携した支援の充実を図ります。更に、区独自 |

| 頁 | 修正前 | 修正後 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|--|------------|--|------|------------|-------------|------------------|----|----|-------------------|---|----|
| | <p>で全中学校区に各1名を配置しているスクールカウンセラーとの連携によるサブファミリー単位の支援体制を構築することで、地域における一体的かつ継続的な支援の充実を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="300 395 1149 560"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値（令和5年度）</th> <th>目標値（令和10年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールソーシャルワーカーの配置拡充</td> <td>推進</td> <td>全中学校区に1名配置</td> </tr> </tbody> </table> | 主な指標 | 現状値（令和5年度） | 目標値（令和10年度） | スクールソーシャルワーカーの配置拡充 | 推進 | 全中学校区に1名配置 | <p>で全中学校区に各1名を配置しているスクールカウンセラーとの連携によるサブファミリー単位の支援体制を構築することで、地域における一体的かつ継続的な支援の充実を図るとともに、スーパーバイザーの配置によりスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1184 395 2033 667"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状値（令和5年度）</th> <th>目標値（令和10年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールソーシャルワーカーの配置</td> <td>推進</td> <td>拡充</td> </tr> <tr> <td>サブファミリー単位の支援体制の構築</td> <td>二</td> <td>推進</td> </tr> </tbody> </table> | 主な指標 | 現状値（令和5年度） | 目標値（令和10年度） | スクールソーシャルワーカーの配置 | 推進 | 拡充 | サブファミリー単位の支援体制の構築 | 二 | 推進 |
| 主な指標 | 現状値（令和5年度） | 目標値（令和10年度） | | | | | | | | | | | | | | | |
| スクールソーシャルワーカーの配置拡充 | 推進 | 全中学校区に1名配置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な指標 | 現状値（令和5年度） | 目標値（令和10年度） | | | | | | | | | | | | | | | |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | 推進 | 拡充 | | | | | | | | | | | | | | | |
| サブファミリー単位の支援体制の構築 | 二 | 推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 131 | <table border="1" data-bbox="300 727 1149 879"> <tr> <td>病児・病後児保育（利用料金助成型） [保育課] ID2-1-18</td> <td>ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。</td> </tr> </table> | 病児・病後児保育（利用料金助成型） [保育課] ID2-1-18 | ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。 | <table border="1" data-bbox="1184 727 2033 986"> <tr> <td>ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） [保育課] ID2-1-18</td> <td>一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料金の一部を助成します。 また、病中における施設往來の負担に配慮した居宅訪問型の病児・病後保育利用者への保育需要にも応えます。</td> </tr> </table> | ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） [保育課] ID2-1-18 | 一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料金の一部を助成します。 また、病中における施設往來の負担に配慮した居宅訪問型の病児・病後保育利用者への保育需要にも応えます。 | | | | | | | | | | | |
| 病児・病後児保育（利用料金助成型） [保育課] ID2-1-18 | ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） [保育課] ID2-1-18 | 一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料金の一部を助成します。 また、病中における施設往來の負担に配慮した居宅訪問型の病児・病後保育利用者への保育需要にも応えます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 153 | 園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、 | 園児・児童・生徒に安全安心でおいしい給食を提供するため、 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 153 | 18歳未満の子を持つ禁煙治療費助成事業については、助成単価を増額する | 禁煙治療費助成制度について、18歳未満の者を含む世帯の場合は、助成単価を増額する | | | | | | | | | | | | | | | |
| 177 | 本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。 | この事業計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 178 | 図 人口推計 | 図 人口推計（0歳～11歳） | | | | | | | | | | | | | | | |

| 頁 | 修正前 | 修正後 |
|-----|--|---|
| 183 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 幼児期の学校教育の利用希望が強い方 |
| 192 | ○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ) | ○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)） |
| 194 | ○平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往来の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。 | ○平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。 |
| 195 | ○小学校4年生以上の児童については、一般登録で対応していきます。 | ○小学校4年生以上の児童については、一般登録（※）で対応していきます。 <u>（※）「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。</u> |

北区児童相談所等複合施設運営指針策定について

1 要 旨

区はこれまで児童相談所設置に向けて、北区児童相談所等複合施設基本構想や基本計画を策定するなど準備を進めてきた。このたび、児童相談所等複合施設の運営体制等を定めた児童相談所等複合施設運営指針（以下「運営指針」という。）を策定したため報告を行う。

引き続き、複合施設開設に向け、国の法改正や先行自治体の状況を注視し、より充実した運営体制の構築に努める。

2 現 況（経過等）

| | |
|----------|----------------------|
| 平成30年12月 | 旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定 |
| 令和2年7月 | 児童相談所等複合施設基本構想策定 |
| 令和3年12月 | 児童相談所等複合施設基本計画策定 |
| 令和4年10月 | 第1回運営指針検討会 |
| 令和5年1月 | 第2回運営指針検討会 |
| 2月 | 運営指針中間のまとめ |
| 8月 | 第3回運営指針検討会 |
| 令和6年1月 | 第4回運営指針検討会 |

3 内 容

別紙 運営指針（概要版）のとおり

4 今後の予定

| | |
|------------|--------------------|
| 令和6年3月 | 関係機関等へ周知、基本・実施設計完了 |
| 4月中旬 | 運営指針住民説明会 |
| 9月 | 複合施設整備着手 |
| 令和6年度下半期以降 | 国や東京都と開設協議 |
| 令和8年9月 | 複合施設完成 |
| 12月 | 複合施設運営開始 |
| 令和9年2月 | 児童相談所開設 |

北区児童相談所等複合施設運営指針概要版

1 運営指針策定の目的

北区児童相談所等複合施設の運営方針や運営に必要な職員数の確保と育成、各相談機能の連携等を整理し、児童相談所等複合施設を設置した際の目指すべき基本的な事項を示すものとします。また、今後実施する国や東京都との児童相談所開設に向けた開設協議書の基礎資料とします。

2 施設概要及び開設時間

(1) 児童相談所等複合施設の開設時期

児童相談所を含む、教育総合相談センターや児童発達支援センター等の複合施設の名称を(仮称)子ども総合相談センターとし、多くの区民や利用者に親しみをもって利用していただけるよう、愛称の募集を行う予定です。

複合施設の竣工は令和8年9月頃、児童相談所を除く複合施設の運営開始は令和8年12月、児童相談所の開設は令和9年2月を予定しています。

(2) 施設概要

赤羽駅から徒歩5分程度の場所に、児童相談所・一時保護所の整備に併せて教育総合相談センター、児童発達支援センター等を複合化します。

①設置場所及び建物規模(地上4階建て)

| | |
|------|----------------------------|
| 設置場所 | 東京都北区赤羽台1-1-13(旧赤羽台東小学校跡地) |
| 敷地面積 | 約5,000㎡ |
| 延べ面積 | 約6,800㎡ |

②各階の主な諸室

| 階数 | 主な諸室 |
|----|--|
| 1階 | あそびのひろば、児童発達支援センター(療育)、カフェ等の飲食スペース等 |
| 2階 | 児童相談所・教育総合相談センター等事務室、相談室、会議室等 |
| 3階 | 教育総合相談センター(適応指導教室)、児童相談所、プレイルーム、体育館、相談室等 |
| 4階 | 児童相談所、体育館 |

(3) 開所時間

①複合施設の開所時間

平日(月曜日～金曜日。年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで
 ※児童相談所における夜間休日等の対応は、外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受けることができる体制を構築します。

②あそびのひろばの開所時間

総合相談窓口を設置した「あそびのひろば」を毎日開所(午前9時から午後5時。祝日及び年末年始を除く)し、他機関が閉館している時間でも区民からの相談に応じることができる仕組みを構築します。

③適応指導教室の開所時間

平日(月曜日～金曜日。年末年始を除く)午前9時から午後3時30分まで

3 基本方針及び実現の方策

(1) 基本方針

子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校等の相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制を構築し、子どもを中心に子どもの最善の利益を優先した支援を行います。

(2) 実現の方策

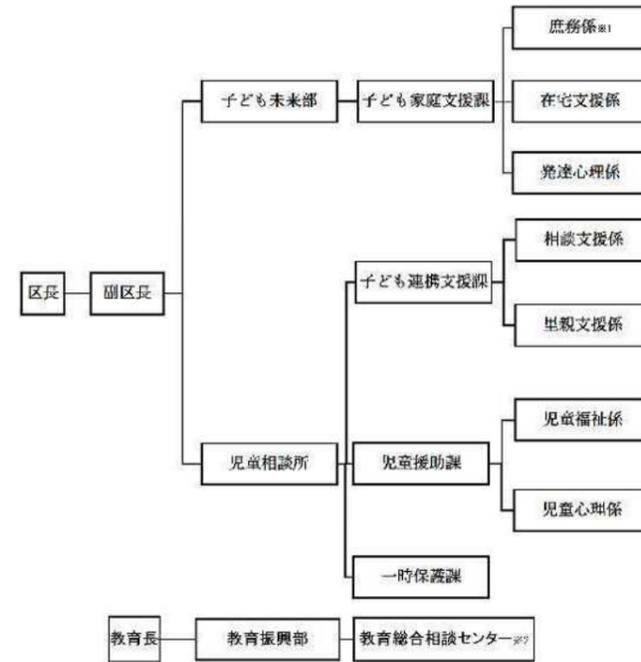
| 項目 | 内容 |
|-------------------------------------|---|
| ①児童虐待への確実な対応と各相談機能の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の一義的な窓口を児童相談所子ども連携支援課相談支援係とし、事務職や福祉職等により児童虐待初動体制を一元化し迅速に対応します。 ○児童相談所子ども連携支援課里親支援係において里親や家庭復帰などに力を入れることで児童相談所児童援助課児童福祉係のケースワーカーがケースワークに専念でき更なる専門性の向上につながる体制を構築します。 ○児童相談所や子ども家庭支援課、教育総合相談センターのスクールソーシャルワーカー等とともに12中学校圏域で地区担当制を導入し、学校や地域等の関係機関にとって顔の見える支援体制を構築します。 |
| ②児童虐待未然防止強化と児童福祉及び母子保健部門の包括的支援体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援課を複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備し、子ども家庭支援課を区民に身近で気軽に相談できる窓口として引き続き設置します。 ○令和4年6月の児童福祉法等の一部改正を踏まえ、設置に努めることとされた「こども家庭センター」については、新たに出産・子育て支援担当課を設置しサポートプランの作成を行うなど、関係機関と連携し児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を構築します。 また、令和8年度の複合施設開設に向け、児童福祉部門と母子保健部門の連携の一層の充実に向け検討します。 |
| ③気軽に相談できる体制と相談者に寄り添った支援の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○あそびのひろばに面した1階に総合相談窓口を設置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えるとともに、児童虐待や発達・障害、不登校等の様々な専門の相談窓口子どもや保護者が迷うことなく相談できる体制を構築します。 ○あそびのひろばにおいては、0歳から3歳までの乳幼児親子の利用に加えて、18歳未満までの相談体制を強化するため、SNSを活用した相談体制の充実を検討するとともに、3歳以上の子どもなどに対する参加しやすいイベント等を実施します。 ○乳幼児親子の利用時間との調整を行い、学齢期以上の子どもが気軽に立ち寄り学習等を行うスペースを提供します。 ○あそびのひろばにカフェを併設しつろぎの空間を提供することで、親子や |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>地域の方に気軽に足を運んでいただける立ち寄りやすい複合施設を目指します。</p> <p>○障害や発達等の相談については、これまで保護者等の相談の主訴により担当部署が支援してきましたが、複合施設では発達や就学の双方の内容に係る相談等を横断的に対応するなどこれまで以上に連携を強化し、子どもや保護者の相談のしやすさや負担感の軽減を図ることができる体制を構築します。</p> |
| ④児童発達支援センターのさらなる機能強化 | <p>○児童発達支援センターは、民間活力を活用し継続して児童発達支援に関わる事業の推進に取り組み地域の中核的な役割を担うとともに、令和6年度から開始する福祉型・医療型の一元化で肢体不自由児も対象となることから、専門療育として理学療法を取り入れ、運動機能の基本動作の促進や身体のバランス等の発達支援の充実を図ります。</p> <p>○地域における障害または発達に課題のある子どもへの療育やその家族への支援の質の向上を図ることで早期からの支援を行うための体制を強化整備し、インクルージョンの推進等を図ります。</p> |
| ⑤一時保護所における子どもの権利擁護と学習支援体制の構築 | <p>○一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を構築します。</p> <p>○一時保護中の子どもの学習支援については、子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。</p> <p>○学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を構築するとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター（適応指導教室）や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができるよう検討します。</p> <p>○在籍校への通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの権利条約にも規定されている「休む権利」等にも配慮するなど、子どもの意思を確認し支援できるよう検討します。</p> |
| ⑥不登校児童・生徒への支援強化 | <p>○適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）では、従来の適応指導教室で実施している講義形式の実施内容に加え、一人1台端末「きたコン」の学習支援ソフトの活用や、バーチャル空間を活用した学習など、様々な手法を取り入れるなど民間の活力を含めて検討します。</p> <p>○適応指導教室に通う児童生徒は、学習にのれない子どもも多く、まずは「ほっとできる居場所」としての機能も持ちながら、個人のペースに合わせて学習意欲に結び付けていくことができる個々にあった多様な「居場所」と「学びの形態」等の環境を構築します。</p> |

4 組織体制と職員配置

児童相談所等複合施設においては、児童相談所と子ども未来部、教育振興部の4課1センター体制で管理職を6名配置します。

(1) 組織図



※1 児童発達支援センターについては外部委託を予定しています。

※2 子ども未来部や教育振興部は複合施設内に設置する組織のみ記載しています。また、組織名は、現時点の想定で仮称です。今後変更になる場合があります。

(2) 職員配置及び各課係の主な事務分掌

| 課名 | 係名 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 各係の主な事務分掌 |
|-----------------|-------|-----|-----|-----|-----------------|
| 子ども未来部子ども家庭支援課長 | - | 1 | 0 | 1 | - |
| 子ども家庭支援課 | 庶務係 | 8 | 2 | 10 | 事業推進、複合施設管理等 |
| | 在宅支援係 | 15 | 1 | 16 | 子育て支援地区担当 |
| | 発達心理係 | 5 | 4 | 9 | 子どもの発達相談 |
| 児童相談所長 | - | 1 | 0 | 1 | - |
| 児童相談所子ども連携支援課長 | - | 1 | 0 | 1 | - |
| 子ども連携支援課 | 相談支援係 | 17 | 10 | 27 | 児童虐待初動対応等 |
| | 里親支援係 | 5 | 2 | 7 | 里親支援及び家族再統合等 |
| 児童相談所児童援助課長 | - | 1 | 0 | 1 | - |
| 児童援助課 | 児童福祉係 | 18 | 0 | 18 | 児童虐待等地区担当 |
| | 児童心理係 | 15 | 0 | 15 | 愛の手帳、心理相談等 |
| 児童相談所一時保護課長 | - | 1 | 0 | 1 | - |
| 一時保護課 | - | 36 | 23 | 59 | 一時保護等 |
| 教育総合相談センター所長 | - | 1 | 0 | 1 | - |
| 教育総合相談センター | - | 12 | 27 | 39 | 教育・就学相談、適応指導教室等 |
| 計 | - | 137 | 69 | 206 | - |

5 一時保護所

(1) 一時保護所の理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。

(2) 一時保護所の定員および整備方針

①一時保護所定員 20 人（学齢女子 8 人、学齢男子 8 人、幼児 4 人）

②整備方針

ア 居住（学齢児）

子ども一人一人のプライバシーに配慮し、学齢児居室、トイレ及び浴室を個室とします。また、過ごしやすさを意識し、十分な広さを確保した開放的なリビングと、目的に合わせて利用できるプレイルームの配置を行います。

イ 居住（幼児）

のびのびと過ごせるように十分な広さの寝室と保育室を整備し、中庭においては光や四季を感じられる空間の確保を行います。

ウ 静養室

病気の時、安静に過ごせることや気持ちを落ち着かせることができるよう、シャワー、トイレを完備した静養室を女子・男子・幼児の各ブロックで整備します。

エ 学習室

学習支援において子どもの状況や特性、学力等に配慮した柔軟な対応ができるよう、学習室を区分けできる可動間仕切りを設置します。また、観察や実験のできる理科室等の環境も整備します。

オ 体育館

外出に制限がある子どもたちが健康的な生活が送れるよう、のびのびと運動ができる広さの体育館を整備します。

(3) 一時保護所の職員体制

①職員体制

様々な事情で保護されてきた子どもたちへのケアを行うため、児童養護施設の職員配置基準を上回る職員体制にします。

<保育士・児童指導員の配置>

| 勤務体系 | 早番 | 日勤 | 遅番 | 夜勤 |
|--------|----|----|----|----|
| 女子ブロック | 1人 | 3人 | 1人 | 1人 |
| 男子ブロック | 1人 | 3人 | 1人 | 1人 |
| 幼児ブロック | 1人 | 2人 | 1人 | 1人 |
| 計 | 3人 | 8人 | 3人 | 3人 |

※夜勤については、各ブロックから3日に1度、1人を追加配置し、4人体制で勤務

②勤務体系

| 勤務体系 | 勤務時間 |
|------|--------------|
| 早番 | 7:00～15:45 |
| 日勤 | 8:30～17:15 |
| 遅番 | 13:15～22:00 |
| 夜勤 | 16:30～翌 9:30 |

③支援体制

ア 子どもの安全確保

一時保護所では、保護された子どもたちが安全に生活し、自分のことを大切に今後の生活を考えることができるよう体制を整えます。子ども同士の暴力や活動中の事故、感染症等の集団感染等が起こらないよう努めるとともに、障害やLGBTQ+、宗教や文化の違い等の配慮が必要な子どもに寄り添った支援を行い、子どもたちが過ごしやすい環境となるよう運営します。

なお、一時保護中は、子どもの安全を確保するため、外出、通信、面会等を制限することがありますが、関連法規に従い、且つ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。

イ 子どもの権利擁護

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を整えます。子どもが一時保護所に入所する際には、生活の中で感じることや今後のあり方等について意見表明できること、万が一、権利侵害があった場合に不服申し立てができることなどを子どもの年齢や理解に応じて職員がリーフレット等を用い説明します。

また、一時保護所に意見箱等を設置し、子どもが意見表明しやすい環境を整えるとともに、定期的に子ども会議を実施するなど、管理職を含め職員が子どもたちの意見等に耳を傾け、考え等を尊重します。

なお、子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」(子どもアドボケート)の配置や、一定の独立性を持つNPO等の第三者機関等における審査・調査についても国や他自治体の動向を注視し、運用方法を構築していきます。

ウ 子どもの学習支援

一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。

なお、学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を図るとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター(適応指導教室)や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができる支援体制を構築します。

また、通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの権利条約にも規定されている「休む権利」等にも配慮するなど、子どもの意思を確認し支援できるよう運用します。

6 社会的養護

(1) 里親制度の充実に向けて

① 北区の里親支援体制

児童相談所に里親支援係を配置し、里親担当児童福祉司2名、会計年度任用職員1名を配置し、里親のリクルートや子どもと里親家庭のマッチング等、里親養育の支援を包括的にサポートできる体制を構築します。

また、里親登録や養育の推進を図るため、フォスタリング機関を整備し民間の活力を活かした一貫性・継続性のある充実した里親支援体制を構築します。

② 里親委託促進に向けた取り組み

子どもと里親にとってより良いマッチングを行うため、里親支援係の里親担当が児童福祉系の地区担当児童福祉司とともに、東京都や先行区等と広域連携を行うことで委託促進を図り、子どもや里親が安心して生活できるよう、関係機関の見守り体制や地域の子育て支援サービスの案内を行うなど、里親養育に役立つ多くの支援を提供します。

③ 養育家庭の社会的理解を促進

区では里親登録や里親委託数の拡大に向けて、子どもや里親が社会から孤立しないよう、養育体験発表会等を開催することで社会的理解を促進するとともに、子どもや里親同士が交流し相談できる場を作るなど子育てのやりがいや負担感を共有できる環境を構築します。

(2) 施設養護と退所後の支援

① 区内の児童養護施設との連携

児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもちます。

区内には、児童養護施設(星美ホーム)が1か所あり、社会的養護を支える重要な基盤となっています。現在、区は子どもショートステイ事業を外部委託(星美ホーム)していますが、児童相談所開設後は、一時保護委託や里親、児童養護施設等退所者支援等についても連携していけるよう協議していきます。

② 乳児院

乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。

北区においては、東京都内の乳児院の定員や北区の措置乳児数の推移を注視し乳児院誘致の検討も含め準備を進めていきます。

③ 児童養護施設等退所後の支援

満18歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等への支援については、児童相談所による継続的なアセスメントに基づき、区内児童養護施設等の関係機関やNPO等と連携を図り、区の様々な支援メニューの活用を含め自立に向けた支援を検討します。

また、自立に向け必要となる安定的な居住環境や若者等がいつでも相談できる居場所等については、国や東京都、先行区等の状況を注視し、広く継続的な支援ができるよう体制を構築します。

7 児童相談所設置市事務

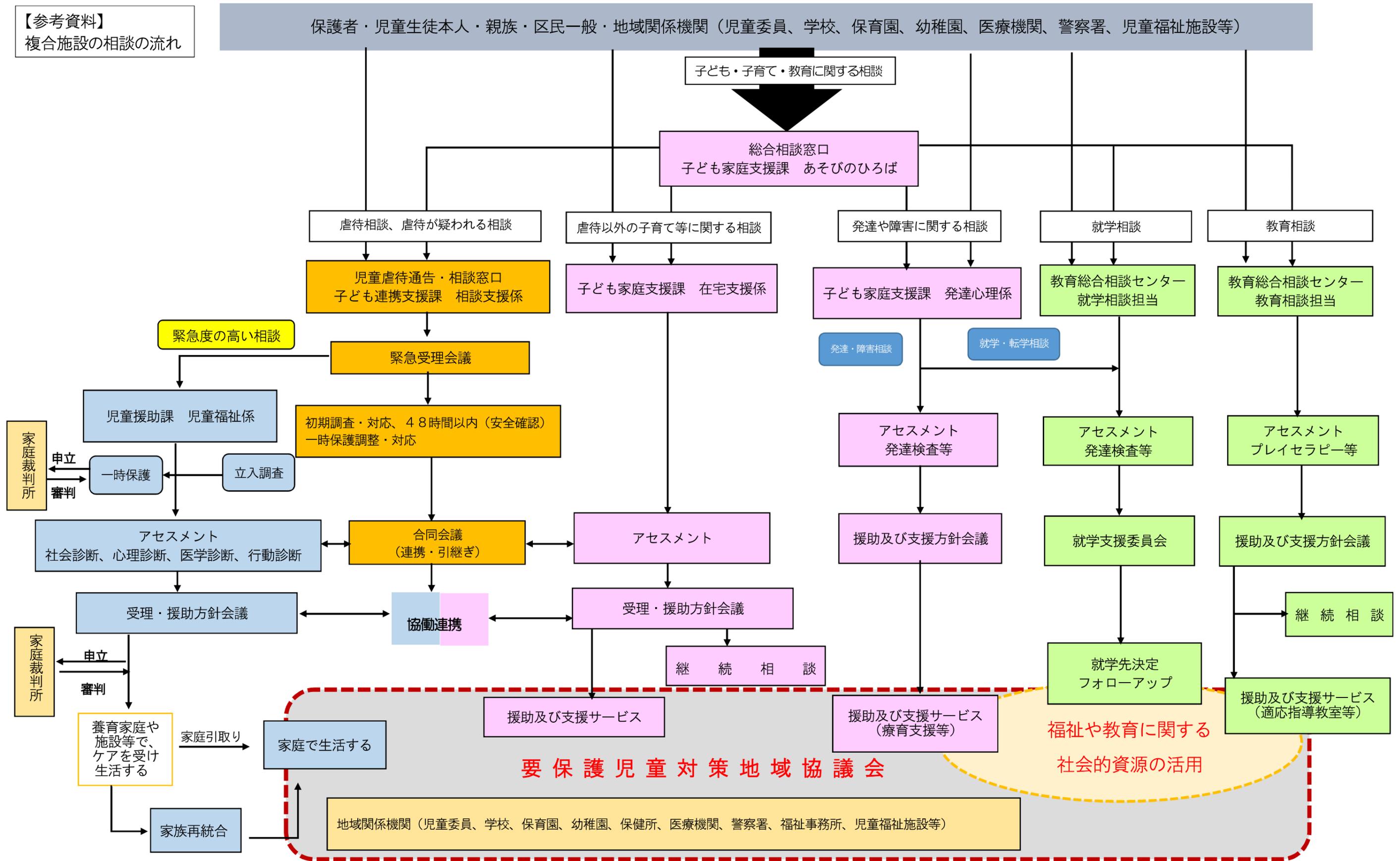
児童相談所が区に設置された場合、児童相談所(一時保護所含む)業務以外にも、児童福祉法第59条の4第1項により下表の事務を設置市(区)が処理することとされています。これらの事務の実施に向けて、担当主管課を中心に検討を行うとともに、東京都からの業務内容に関する情報提供、引継ぎ等の準備を進めます。

| No. | 事務 | 担当主管課 |
|-----|---|---|
| 1 | 児童福祉審議会の設置に関する事務 | 子ども未来課 |
| 2 | 里親に関する事務 | 児童相談所開設準備担当課 |
| 3 | 児童委員に関する事務 | 地域福祉課 |
| 4 | 指定療育機関に関する事務 | 保健予防課 |
| 5 | 小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務 | 障害福祉課 |
| 6 | 障害児入所給付費の支給等に関する事務 | 障害福祉課 |
| 7 | 児童自立生活援助事業に関する事務 | 児童相談所開設準備担当課 |
| 8 | 児童福祉施設に関する事務 (1) 児童養護施設 (2) 母子生活支援施設 (3) 保育所 (4) 児童厚生施設 (5) 障害児入所施設、児童発達支援センター | 児童相談所開設準備担当課 生活福祉課 保育課 子どもわくわく課 障害福祉課 |
| 9 | 認可外保育施設に関する事務 | 保育課 |
| 10 | 小規模住居型養育事業に関する事務 | 児童相談所開設準備担当課 |
| 11 | 障害児通所支援事業に関する事務 | 障害福祉課 |
| 12 | 一時預かり事業に関する事務 | 保育課 |
| 13 | 障害福祉サービス等情報公開に関する事務 | 障害福祉課 |
| 14 | 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務 | 児童相談所開設準備担当課 |
| 15 | 特別児童扶養手当に係る判定業務 | 児童相談所開設準備担当課 |
| 16 | 療育手帳に係る判定業務 | 児童相談所開設準備担当課 |

※今後の組織改正等により担当主管課が変更になる場合があります。

※No.8、9、12児童福祉施設に関する事務の検査は子ども未来課が主に担当します。

【参考資料】
複合施設の相談の流れ



※子ども連携支援課と児童援助課は児童相談所の組織です。
 ※愛の手帳等に関する相談は児童援助課児童心理係が行います。
 ※里親等に関する相談は子ども連携支援課里親支援係が行います。

資料④

子ども・子育て会議資料
令和6年3月25日
子ども未来部子ども未来課
子ども未来部保育課

令和6年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と 今後の待機児童解消策について

1 要 旨

令和6年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について、以下のとおり報告する。

2 令和6年4月期の入所審査（一次審査）の入所申込等状況

(1) 新規申込者数

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|----------|-----|-------|-----|-----|----|----|-------|
| 令和 6年4月期 | 582 | 1,034 | 140 | 179 | 39 | 25 | 1,999 |
| 令和 5年4月期 | 612 | 965 | 164 | 194 | 29 | 13 | 1,977 |
| 増 減 | ▲30 | 69 | ▲24 | ▲15 | 10 | 12 | 22 |

(2) 入所保留者数

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|----------|----|-----|----|-----|----|----|-----|
| 令和 6年4月期 | 63 | 270 | 35 | 20 | 10 | 7 | 405 |
| 令和 5年4月期 | 50 | 223 | 41 | 41 | 5 | 1 | 361 |
| 増 減 | 13 | 47 | ▲6 | ▲21 | 5 | 6 | 44 |

(3) 保育園二次募集枠

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 令和 6年4月期 | 263 | 172 | 133 | 113 | 117 | 153 | 951 |
| 令和 5年4月期 | 227 | 199 | 110 | 80 | 97 | 132 | 845 |
| 増 減 | 36 | ▲27 | 23 | 33 | 20 | 21 | 106 |

(4) （参考）二次募集枠に対する入所保留者数【(3) - (2)】

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|----------|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 令和 6年4月期 | 200 | ▲98 | 98 | 93 | 107 | 146 | 546 |
| 令和 5年4月期 | 177 | ▲24 | 69 | 39 | 92 | 131 | 484 |
| 増 減 | 23 | ▲74 | 29 | 54 | 15 | 15 | 62 |

※ 申込者数、入所保留者数については、区民区内園希望者を計上

【参考①】区内就学前人口（地区別）

| 地区 | 0～5歳 | | 0～2歳 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | R6.1.1 | 対前年比増減 | R6.1.1 | 対前年比増減 |
| 浮間 | 1,255 | ▲ 55 | 566 | ▲ 10 |
| 赤羽西 | 2,439 | ▲ 22 | 1,168 | 5 |
| 赤羽東 | 2,440 | ▲ 113 | 1,197 | ▲ 68 |
| 王子西 | 955 | ▲ 31 | 467 | ▲ 36 |
| 王子東 | 3,652 | ▲ 10 | 1,788 | 2 |
| 滝野川西 | 3,069 | ▲ 175 | 1,453 | ▲ 146 |
| 滝野川東 | 925 | ▲ 43 | 456 | ▲ 39 |
| 計 | 14,735 | ▲ 449 | 7,095 | ▲ 292 |

【参考②】区内就学前人口の対前年増加率の推移（1月1日時点比較）

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～5歳児 | 0.02% | ▲1.65% | ▲2.99% | ▲4.17% | ▲2.96% |
| 0～2歳児 | ▲2.43% | ▲3.03% | ▲4.90% | ▲4.89% | ▲3.95% |

【参考③】区内就学前人口（年齢別）の推移（1月1日時点）

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 令和6年1月 | 2,343 | 2,344 | 2,408 | 2,546 | 2,486 | 2,608 | 14,735 |
| 令和5年1月 | 2,361 | 2,459 | 2,567 | 2,514 | 2,642 | 2,641 | 15,184 |
| 増減 | ▲18 | ▲115 | ▲159 | 32 | ▲156 | ▲33 | ▲449 |

3 今後の待機児童解消の考え方

新たな私立認可保育園の公募誘致については引き続き見送ることとする。なお、二次審査の申し込み状況等を踏まえ、必要に応じて対応策を検討する。

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|--------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| R6.4時点の 受け入れ可能数 | 823 | 1,689 | 1,870 | 1,840 | 1,770 | 1,775 | 9,767 |

※上表の数は、入所調整施設に加え、区が運営費等の補助を行っている施設（認証保育所、家庭福祉員等）の受け入れ数を含む。

令和6年度子ども未来部の組織改正について

1 組織改正にあたっての基本的な考え方

「北区経営改革プラン」に基づき、公共サービスに対する需要の増加や多様化に的確に対応するため、組織の再編を図る。

2 改正概要

(1) 子ども未来部の教育委員会事務局から区長部局への移行

国におけるこども家庭庁が設置や児童福祉法の改正といった社会情勢の変化等もふまえ、子育て施策の一層の推進に向け、児童福祉部門と母子保健部門の連携強化を図るとともに、北区児童相談所開設に向けた体制強化に一層機動力を持って取り組むため、子ども未来部を教育委員会事務局から区長部局へ移行する。

なお、子育て・教育両部門の連携は重要であり、その強化には本組織改正後も継続的に取り組んでいく。

(2) 出産・子育て支援担当部長及び出産・子育て支援担当課長の新設

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援体制を構築し、妊娠期から出産・子育てまで伴走型相談支援等の充実を図るとともに、多様な家庭環境等にあわせた支援の充実・強化を図るため、母子保健と児童福祉両部門の連携推進の中心的役割を担い、「こども家庭センター機能」の要として「出産・子育て支援担当部長」及び「出産・子育て支援担当課長」を新設する。

3 組織改正新旧対照表

次頁のとおり

出産・子育て支援担当部長の業務内容等について

1 要 旨

改正児童福祉法及び改正母子保健法において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援体制を構築し、妊娠期から出産・子育てまで伴走型相談支援等の充実を図るとともに、多様な家庭環境等に合わせた支援の充実・強化を図るため、こども家庭センターの設置が努力義務化された。

北区では、こども家庭センター機能を確保するため、児童福祉及び母子保健両部門の情報共有・連携の調整等を行う「出産・子育て支援担当部長」及び「出産・子育て支援担当課長」「(以下「担当部長等」という。)を令和6年度に設置する。

【こども家庭センターの役割】

以下、国の「こども家庭センターガイドライン（第一章）」から抜粋

- ・母子保健及び児童福祉機能の一体的運営を通じて「①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援」および「②こどもとその家庭の福祉に関する包括的な支援」を切れ目なく提供すること。
- ・個々の家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取り、「サポートプラン」として必要な支援内容を組み立てること。
- ・「サポートプラン」に沿って、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施すること。
- ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行い、財政支援等と結びつけること等により、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備すること。

2 組 織

- ・出産・子育て支援担当課長に課務担当主査を配置する（滝野川分庁舎3階）。
- ・各健康支援センター及び子ども家庭支援センターにおいて、伴走型支援（はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接等）を担当する係長・主査級の保健師について、出産・子育て支援担当課長付を兼務することとする。

3 担当部長等の業務内容

- (1) 次の事項についての、関係する所管課との連携・調整に関すること。
 - ・区民の妊娠、出産、育児等に関する相談及び支援に関すること。
 - ・妊産婦の身体及び精神的な健康状態や生活状況等の把握に関すること。
 - ・特別な支援を必要とする妊産婦や子育て家庭を対象とするサポートプランの作成に関すること。
- (2) 母子保健及び児童福祉分野を所管する庁内関係課による（仮称）出産子育て支援連携会議の実施に関すること。
- (3) 令和8年度の児童相談所等複合施設開設を見据え、こども家庭センター機能の一層の拡充に向けた組織体制等の検討に関すること。
- (4) 新たな在宅子育て家庭への支援策の検討に関すること。
- (5) 次の事業の実施に関すること。
 - ・みんなで祝い輝きバースデー
 - ・親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」
 - ・子育て福袋
 - ・民設子育てひろば運営支援

4 相談窓口について

- (1) 区内3か所の健康支援センター及び第一庁舎一階健康係窓口、子ども家庭支援センターの5か所を相談窓口とし、「きたハピ☆子育てあんしんステーション」との愛称を付す。
- (2) 相談窓口においては、妊娠期から子育て期まで伴走型相談支援を行うとともに、はぴママたまご面接とはぴママひよこ面接の両方を実施することとする。
 - 健康支援センターの窓口：
 - 「たまご」は随時対応、「ひよこ」は月2回程度の実施（要予約）
 - 子ども家庭支援センターの窓口
 - 「たまご」は月2回程度の実施（要予約）、「ひよこ」は随時対応
 - 区役所の窓口
 - 「たまご」は平日の午前若しくは午後に対応
 - 「ひよこ」は月2回程度の実施

【参考】

現在、月1回程度「ひよこ」を行っている区内各児童館については、その実施頻度を週1回程度とする。

資料⑦

子ども・子育て会議資料
令和6年3月25日
子ども未来部子ども未来課

令和6年度予算案主な事業（抜粋）について

- 令和6年度予算案主な事業（抜粋）
次頁のとおり



(撮影場所：赤水門・青水門)

東京都北区 令和6年度予算案主な事業 (2024年度)

令和6年2月

「みんなで創る。北区新時代」の扉を開き、
北区をさらに前へ進めるための積極的予算



北区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



目 次

令和6年度北区予算案の特徴

| | |
|---------------------|---|
| 1 令和6年度予算編成方針 | 1 |
| 2 一般会計 | 2 |
| 3 適切な基金・特別区債の運用 | 3 |
| 4 令和6年度リーディングプロジェクト | 4 |

主な事業

1 区民サービスNo.1 の行財政改革

| | |
|------------------------|-----|
| 1-1 行政のデジタル化・DXの推進 | 5~6 |
| 1-2 区立保育園のICT化の実施 | 7 |
| 1-3 行財政改革に向けた取組み | 8~9 |
| 1-4 新たな公民連携の仕組みづくり | 10 |
| 1-5 職員の働き方・意識向上に向けた取組み | 11 |

2 子どもの幸せNo.1

| | |
|-------------------------|-------|
| 2-1 妊活期からの切れ目ない支援 | 12~13 |
| 2-2 見守り支える環境づくりの推進 | 14~17 |
| 2-3 児童相談所等複合施設の整備 | 18 |
| 2-4 質の高い先進教育の実現に向けて | 19~20 |
| 2-5 一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実 | 21~22 |
| 2-6 意欲的に学べる教育環境の整備 | 23~24 |

3 つながる医療・福祉No.1

| | |
|---------------------|-------|
| 3-1 人生100年時代の高齢者支援 | 25~26 |
| 3-2 こころと体の健康づくりの推進 | 27~28 |
| 3-3 障害のある方やその家族への支援 | 29~30 |
| 3-4 区内医療環境の充実 | 31 |

4 経済と環境の好循環を地域力で創出

| | |
|-------------------------|-------|
| 4-1 中小企業等、商店街への支援 | 32~33 |
| 4-2 創業支援機能の拡充 | 34 |
| 4-3 地域の個性と魅力の発信 | 35~36 |
| 4-4 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み | 37 |

5 安全・安心No.1の防災と北区強靱化

| | |
|-----------------------|-------|
| 5-1 区民の安全・安心を守る北区強靱化 | 38 |
| 5-2 能登半島地震を受けた災害対策の強化 | 39~40 |
| 5-3 あらゆる自然災害への対応力を強化 | 41~43 |

6 100年先を見据えたまちづくり！

| | | |
|-----|----------------|-------|
| 6-1 | 王子駅周辺のまちづくり | 44 |
| 6-2 | 東十条駅周辺のまちづくり | 45 |
| 6-3 | 田端駅周辺のまちづくり | 46 |
| 6-4 | 赤羽駅周辺のまちづくり | 47~48 |
| 6-5 | 十条駅周辺のまちづくり | 49~50 |
| 6-6 | 地域資源を活かしたまちづくり | 51 |
| 6-7 | 魅力ある公園等の整備 | 52~54 |
| 6-8 | 区内交通環境の整備 | 55~56 |
| 6-9 | 地域活性化の推進 | 57~58 |

7 文化・芸術・スポーツを区民目線で活性化！

| | | |
|-----|---------------------|-------|
| 7-1 | 北区ゆかりの文化資源の活用・発信を強化 | 59~60 |
| 7-2 | 豊かな感性を育む文化・芸術の振興 | 61~62 |
| 7-3 | トップアスリートのまち・北区を推進 | 63~64 |

【新】・・・新規事業

妊活期からの切れ目ない支援

| 事業名 | 予算額 |
|-----------------------|--------------|
| (1) プレコンセプションケア開始【新】 | (1) 2,531千円 |
| (2) 赤ちゃん学級の開設【新】 | (2) 7,990千円 |
| (3) 産後ケアの拡充 | (3) 89,015千円 |
| (4) 産後ドゥーラ養成講座助成【新】 | (4) 5,460千円 |
| (5) 子どものインフルエンザ予防接種助成 | (5) 70,000千円 |

ここがポイント！

- (1) プレコンセプションケア開始
 - ☛ 将来の妊娠を考えている方を対象に講座を実施し、妊よう性検査費用を助成
- (2) 赤ちゃん学級の開設
 - ☛ 妊婦とパートナーが、ともに出産・子育てについて学べる講座を開設
- (3) 産後ケアの拡充
 - ☛ 産後の女性の心とからだをサポートする産後ケア施設を拡充
 - ☛ 産後デイケアを5施設から9施設、産後ショートステイを6施設から7施設に拡充
- (4) 産後ドゥーラ養成講座助成
 - ☛ 北区で活動する産後ドゥーラを育成するため、産後ドゥーラ養成講座受講費用(429千円)のうち、210千円を助成(一定の要件有あり)
- (5) 子どものインフルエンザ予防接種助成
 - ☛ 高校3年生相当までを対象に、1回あたり2,000円を助成。23区でも高水準の助成対象と助成金額

事業概要

(1) プレコンセプションケア開始

- ▷ 将来の妊娠を考えている方を対象にプレコンセプションケア講座を実施し、妊よう性検査費用を助成する。
- ▷ リーフレットを作成し、将来の妊娠を考えている方に配布する。

(2) 赤ちゃん学級の開設

- ▷ 妊婦・パートナーがともに参加し、助産師等の専門家による実践的な講習や沐浴体験等を通して、産前の不安を解消し、出産・子育てに関する知識を学ぶ。
- ▷ 土日を中心に、年間 24 日の開催を予定。

(3) 産後ケアの拡充

- ▷ 助産院などを宿泊または日帰りで利用し、心身をケアしながら休息を取ること
で、産後の疲労を回復することができる。
- ▷ あわせて授乳や育児などの相談も可能。

(4) 産後ドゥーラ養成講座助成

- ▷ 産前と産後の育児を行っている家庭を対象に、支援者の不在時に産後ドゥーラ
やベビーシッターを派遣する「安心ママパパヘルパー事業」を実施。
- ▷ 助成制度を利用した方が北区で活動することで、「安心ママパパヘルパー事業」
の利用者が必要な時に十分な支援を受けることができるようになる。

(5) 子どものインフルエンザ予防接種助成

- ▷ 子どものインフルエンザの発病及び重症化を防止し、健康の保持増進を図るこ
とを目的として実施。
- ▷ 13 歳未満の方（2 回接種対象者）は 2 回、13 歳～高校 3 年生相当までの方
は 1 回助成（1 回あたり 2,000 円が上限）。
- ▷ 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日に区内協力医療機関で接種する
インフルエンザ予防接種が対象。

【(1)～(3)の担当】

健康推進課長

電話 03-3908-9016

【(4)の担当】

子ども家庭支援センター所長

電話 03-3914-9565

【(5)の担当】

保健予防課長

電話 03-3919-3101

【新】・・・新規事業

見守り支える環境づくりの推進

| 事業名 | 予算額 |
|-----------------------|--------------|
| (1) 子どもの権利普及啓発活動【新】 | (1) 11,426千円 |
| (2) 民設子育てひろば運営費補助【新】 | (2) 42,844千円 |
| (3) 子育て応援モデル事業の実施 | (3) 98,440千円 |
| (4) 新たな放課後子ども総合プランの推進 | (4) 57,347千円 |

ここがポイント！

- (1) 子どもの権利普及啓発活動
- ☛ 令和6年4月1日施行予定の「(仮称)東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」の内容について普及・啓発することを目的に実施する
- (2) 民設子育てひろば運営費補助
- ☛ 民設子育てひろば事業を実施する事業者を対象に、運営費を一部補助
 - ☛ 事業者には、地域の人材を活用し、特に利用者が将来的に支援者となれるような仕組みづくりを求める
- (3) 子育て応援モデル事業の実施
- ☛ 保護者の就労等の有無にかかわらず、保育園や幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児が一定期間保育園等に通うことで、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験から得られる『子育て』を応援する
- 
- (4) 新たな放課後子ども総合プランの推進
- ☛ 学校施設の徹底活用【令和5年度待機児童ゼロ(19年ぶり)】
放課後等に学校教育で使用していない教室等を積極活用し、活動場所を確保
 - ☛ 制度の再構築【多様な家庭のニーズに対応】
自由参加の一般登録に、学童クラブに準じて早朝・夕方延長制度を新たに導入

事業概要

(1) 子どもの権利普及啓発活動

- ▷ 出前講座の実施
当事者である小中高生、子どもの権利を守る主体である大人、乳幼児の保護者を対象に、様々な講座を実施する。
- ▷ 著名人を起用した普及啓発動画の作成・周知

2-2 子どもの幸せNo.1

- ▷ Webパンフレットの作成
 - ①乳幼児読み聞かせ用②小学校低学年用③小学校高学年用④中高生向け⑤大人向けの各対象別にわかりやすい解説 Web ページを作成予定。
- ▷ 子ども向けイベントへの普及啓発ブース設置

11 月の子どもの権利月間を中心に、児童館祭り等の各種子ども向けイベントへ出向き、子どもの権利擁護委員による出張相談ブースや子どもの意見聴取ブースを設置する。

(2) 民設子育てひろば運営費補助

- ▷ 事業開始時期 令和 6 年 7 月
 - ※ 準備が整った事業者は 4 月～6 月開始も可
- ▷ 施設数 3 施設（予定）

王子地区 1・赤羽地区 1・滝野川地区 1
- ▷ 選定方法

選定委員会において書類審査、ヒアリング及び実地調査等により選定。
- ▷ 補助額（基本事業）



| | | |
|--------|--------------------|-------------|
| 3～4 日型 | ・職員を合計 3 名以上配置する場合 | 5,940,000 円 |
| | ・職員を合計 2 名配置する場合 | 4,392,000 円 |
| 5 日型 | ・常勤職員を配置する場合 | 8,639,000 円 |
| | ・非常勤職員のみを配置する場合 | 5,391,000 円 |
| 6～7 日型 | ・常勤職員を配置する場合 | 9,251,000 円 |
| | ・非常勤職員のみを配置する場合 | 6,390,000 円 |

- ▷ スケジュール

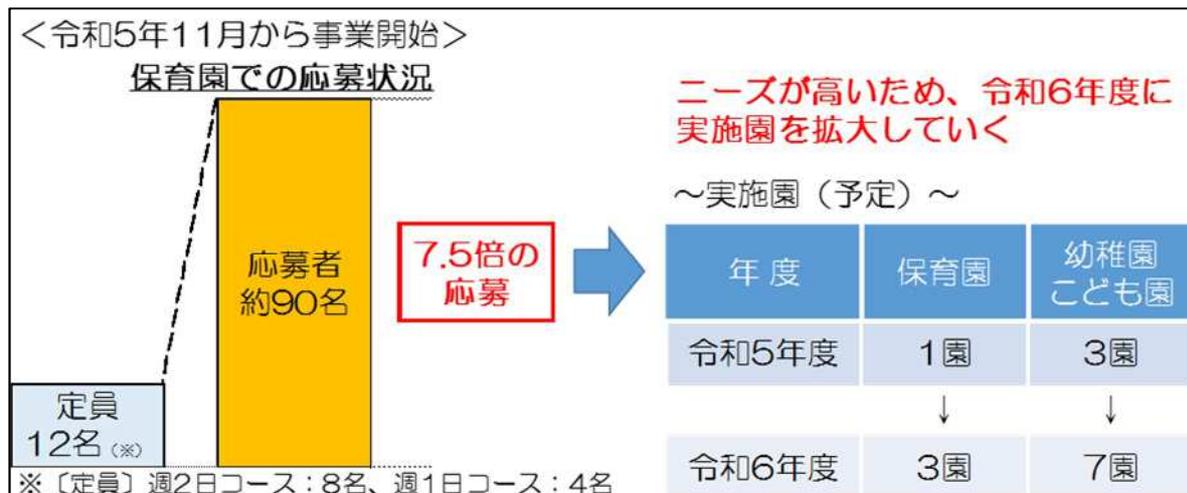
| | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 月 5 日 | 募集要項の公表（北区ホームページに掲載） |
| 1 月 31 日 | 応募事業者向け説明会 |
| 2 月 21 日 | 申請書の受付締切 |
| 2 月下旬～ | ヒアリング及び施設（予定地）実地調査 書類審査、選定委員会の開催 |
| 3 月下旬 | 選定結果通知 |

(3) 子育て応援モデル事業の実施

- ▷ 早期から他者と関わる機会を確保することで、子どものより良い成長につなげる『子育て』を後押しする。
- ▷ 保護者への定期的な面談・子育てに関する助言等を行うことで『子育て』を支援し、在宅子育て家庭の不安を解消する。

2-2 子どもの幸せNo.1

- ▷ 今後は、区内各地域で利用しやすい事業になるように、実施園を拡大し、保護者のニーズに応じていく。



※ 令和5年度から開始された東京都の補助制度「多様な他者との関わりの機会の創出事業（東京都補助率 10/10）」を活用した事業。〔対象児童〕0～2歳児クラスに該当する児童

（4）新たな放課後子ども総合プランの推進

- ▷ 放課後子ども教室（一般登録）と学童クラブの2つの事業を一体的に運営する放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」について、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる環境を目指し、制度を再構築する。
- ▷ 新制度の実施時間と利用料

| 利用区分 | 実施時間 | 利用料（月額） |
|--------|-------------|---------|
| 早朝延長利用 | 8：15～9：00 | 1,000円 |
| 夕方延長利用 | 17：00～18：00 | 1,500円 |

《学校授業日》

| | 放課後 | 17：00 | 18：00 |
|------|------|-------|--------------|
| 学校授業 | 一般登録 | 一般登録 | 一般登録 夕方利用 |

《学校休業日》

| 8：15 | 9：00 | 17：00 | 18：00 |
|--------------|------|-------|--------------|
| 一般登録 早朝利用 | 一般登録 | 一般登録 | 一般登録 夕方利用 |

2-2 子どもの幸せNo.1

【(1) 及び (3) 幼稚園・認定こども園の担当】

子ども未来課長

電話 03-3908-9097

【(2) の担当】

子ども家庭支援センター所長

電話 03-3914-9565

【(3) 保育園の担当】

保育課長

電話 03-3908-9127

【(4) の担当】

子どもわくわく課長

電話 03-3908-9361

新規事業

児童相談所等複合施設の整備

| 事業名 | 予算額 |
|---------------|---------------|
| 児童相談所等複合施設の整備 | 1, 115, 100千円 |

ここがポイント！

- ▣ 赤羽駅徒歩5分、地上4階建ての複合施設(※)を整備
 ※ 児童相談所、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター
- ▣ 建築家 隈研吾氏設計による、明るく親しみを感じてもらえるような施設デザイン
- ▣ 子どもたちやその保護者が迷ったときにいつでも相談できる場所の確保

事業概要

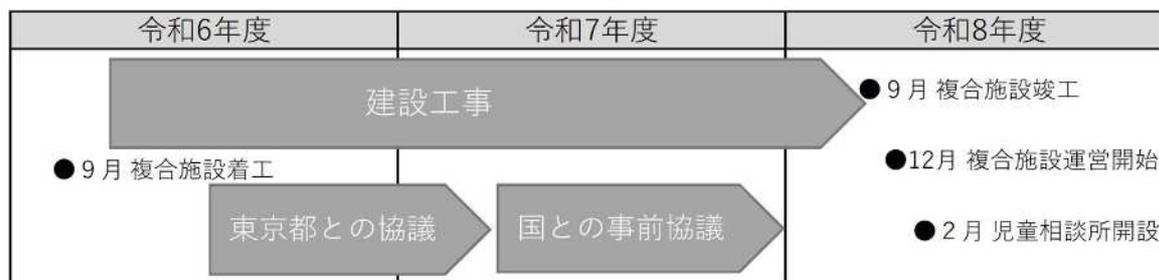
- ▷ 複合施設建設工事
3か年工事総額約51億円



外観イメージ

内観イメージ

- ▷ 児童相談所等複合施設開設までのスケジュール



【担当】

児童相談所開設準備担当課長
電話 03-6903-0135

【新】・・・新規事業

質の高い先進教育の実現に向けて

| 事業名 | 予算額 |
|--------------------------|--------------|
| (1) 教科担任制の推進 | (1) 10,997千円 |
| (2) 「心と体を守るための性教育」の推進【新】 | (2) 1,089千円 |
| (3) アンガーマネジメント教育の導入【新】 | (3) 324千円 |

ここがポイント！

- (1) 教科担任制の推進
- ☛ 小学校高学年における教科担任制の推進で、児童一人ひとりのニーズにあった深い学びを実現
- (2) 「心と体を守るための性教育」の推進
- ☛ 包括的性教育の考え方のもと、自分の心と体を守るための教育を強化
- (3) アンガーマネジメント教育の導入
- ☛ 子どもが怒りを感じた時や、不安定な時、落ち込んだ時の感情をコントロールする力の育成

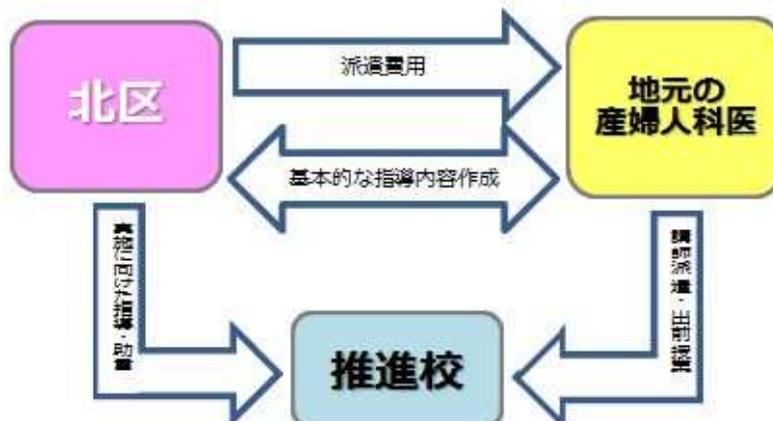
事業概要

(1) 教科担任制の推進

- ▷ 都の北学園において「社会」と「理科」に区専科指導講師を配置する。児童の意欲や関心を喚起させる工夫をし、児童一人ひとりの学びの充実を図る。
- ▷ 王子第一小学校において「理科」の正規教員を配置する（東京都の事業）。

(2) 「心と体を守るための性教育」の推進

- ▷ 区が選定した産婦人科医を中学校・義務教育学校（後期課程）に派遣し、性に関する現代的な課題や地域の実態を踏まえた出前授業をモデル実施する。



(3) アンガーマネジメント教育の導入

- ▷ 児童・生徒が怒りの感情等の調整の仕方を学び、自らの力で感情をコントロールし、自他を尊重しつつより良い人間関係を築く力を育成するためアンガーマネジメント教育を導入する。



【担当】

教育指導課長

電話 03-3908-9287

【新】・・・新規事業

一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実

| 事業名 | 予算額 |
|---------------------------------|----------------------------|
| (1) 区独自の給付型奨学金の検討【新】 | (1) 0千円 ※ 令和6年度より内部検討開始 |
| (2) 中学校部活動の地域連携の推進【新】 | (2) 584千円 |
| (3) 不登校児童・生徒への支援【新】 | (3) 58,049千円 |
| (4) 特別支援学級在籍の外国人児童・生徒への支援を拡充【新】 | (4) 3,354千円 |

ここがポイント！

- (1) 区独自の給付型奨学金の検討
- ☛ 若者の定住促進と大学等への進学に伴う経済的負担の軽減を目的とした、区独自の給付型奨学金制度を検討する
 - ☛ 区独自の給付型奨学金制度の創設により、意欲ある若者の学びを応援し、定住化の促進を図る
- (2) 中学校部活動の地域連携の推進
- ☛ 生徒の多様なニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動機会の確保・充実と、部活動に伴う教員の負担軽減を図り、持続可能な部活動環境の構築を目指す
 - ☛ 休日における部活動の地域連携の推進に向け、関係団体等で構成する協議会を立ち上げ、方向性を協議し、令和6年度中に「(仮称)部活動の地域連携・移行に関する推進計画」を策定する
- (3) 不登校児童・生徒への支援
- ☛ 教育総合相談センターと子どもわくわく課が連携して、児童館3館(王子・赤羽・滝野川地区)を活用した「校外別室指導支援員配置事業」を開始
 - ☛ 「(仮称)まなびルームあんだんて」を設置し、支援員を週5日配置予定
 - ☛ 対象は区内在住の小・中学生
- (4) 特別支援学級在籍の外国人児童・生徒への支援を拡充
- ☛ 第四次北区特別支援教育推進計画に基づき、特別な配慮を必要とする特別支援学級在籍の外国人児童・生徒への支援を拡充(最大6か月派遣→通年派遣)

事業概要**(1) 区独自の給付型奨学金の検討**

- ▷ 国の高等教育の修学支援新制度の動向等を注視しながら、対象要件、給付条件、財源確保策などの具体的な制度設計の検討を進める。

(2) 中学校部活動の地域連携の推進

- ▷ 中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会の確保や、達成感の獲得、学習意欲の向上、責任感や連帯感を育むこと等に寄与するものとして、大きな役割を担っている。
- ▷ 今後、少子化が加速する中において、部活動は持続可能性の面での課題を抱えている。また、教員にとっては、平日の勤務時間外や休日に、指導、引率、大会運営等が求められるなど、負担となっている。
- ▷ これらの現状や課題を受け、関係団体等で構成する協議会を設置し、令和6年度中に「(仮称)部活動の地域連携・移行に関する推進計画」を策定することで、持続可能な部活動環境の構築に向けた取組みの推進を図る。

(3) 不登校児童・生徒への支援

- ▷ 学校に登校できないが、外出は可能な児童・生徒に対し居場所を確保するため、「校外別室指導支援員配置事業」を開始する。
- ▷ 支援員を配置して不登校（不登校傾向にあるものを含む）の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う。
- ▷ 対象は区内在住の小・中学生。支援員は1日2～5時間、週5日配置予定。

(4) 特別支援学級在籍の外国人児童・生徒への支援を拡充

- ▷ 既存事業として、主に小学校1・2年生で、言語・交通機関の理由で日本語学級への通級が困難である外国人児童・生徒に最大6か月実施している。
- ▷ 新たに、特別支援学級在籍の外国人児童・生徒については通年の派遣に拡充する。

【(1) 及び (2) の担当】

教育政策課長

電話 03-3908-9279

【(3) 及び (4) の担当】

教育総合相談センター所長

電話 03-3908-1326

意欲的に学べる教育環境の整備

| 事業名 | 予算額 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 都の北学園建設工事の実施 | (1) 469,623千円 |
| (2) 小学校の改築事業を推進 | (2) 2,032,027千円 |
| (3) 中学校の改築事業を推進 | (3) 2,177,777千円 |
| (4) 小学校リノベーション事業を推進 | (4) 1,394,452千円 |

ここがポイント！

- (1) 都の北学園建設工事の実施
- 👍 都の北学園の2期工事（既存校舎解体、バルコニー・屋外階段設置、付属棟新築、グラウンド整備など）を実施
- (2) 小学校の改築事業を推進
- 👍 小学校3校（赤羽台西、十条、滝野川第五）の改築事業を推進
- (3) 中学校の改築事業を推進
- 👍 中学校1校（堀船）の改築事業を推進
- (4) 小学校リノベーション事業を推進
- 👍 小学校5校（滝野川第四、谷端、豊川、王子第五、岩淵）のリノベーション事業を推進

事業概要

(1)～(3)

▷ 年度別計画

| 学校名 \ 年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|------------|--------------|---------------------------|---------------|--------------|---------------------------|---------|---------|
| 都の北学園 | → 工事 | 6年4月開校 → グラウンド整備工事等 | | | | | |
| 堀船中学校 | → 基本・実施設計 | | → 工事 | | 9年4月開設 | | |
| 赤羽台西小学校(※) | → 基本・実施設計 | | | → 工事 | 9年9月開設 → グラウンド整備工事等 | | |
| 十条小学校(※) | がけ地 施工検討 | → 基本・実施設計 | | → がけ地対策工事 | | → 工事 | 11年9月開設 |
| 滝野川第五小学校 | | 調査 | 令和11年度の開設を目指す | | | | |

※ 赤羽台西小学校、十条小学校は、学校敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、事業の進捗に応じた埋蔵文化財調査を見込んだ計画とする。

2-6 子どもの幸せNo.1

- ▷ 区では「教育先進都市・北区」を目指し、小・中学校の改築に積極的に取り組み、これまで14校の改築が完了している。
- ▷ 令和6年度は、3校の改築事業に加え、新たに十条小学校の改築の設計に着手する。また、滝野川第五小学校について、改築に向けた調査を実施する。

(4) 小学校リノベーション事業を推進

- ▷ 年度別計画

| 学校名 \ 年度 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|----------|--------------|----------------------|-----------------|--------------|--------------|---------------|
| 滝野川第四小学校 | | 6年11月整備完了 → 工事 | | | | |
| 谷端小学校 | → 基本・実施設計 | → 工事 | | 8年3月 整備完了 | | |
| 豊川小学校 | → 基本・実施設計 | → 工事 | | | 9年3月 整備完了 | |
| 王子第五小学校 | 調査 | → 基本・実施設計 | → 工事 | | | 10年3月 整備完了 |
| 岩淵小学校 | | 調査 | 令和10年度の整備完了を目指す | | | |

- ▷ 「北区立小・中学校長寿命化計画」（令和2年3月策定）では、学校改築とともに、既存校のリノベーション（長寿命化改修：目標使用年数80年以上）を推進し、これまで1校（飛鳥中学校）のリノベーションが完了している。
- ▷ 令和6年度は、3校のリノベーション事業に加え、新たに王子第五小学校のリノベーションの設計に着手する。また、岩淵小学校について、リノベーションに向けた調査を実施する。

【担当】

学校改築施設管理課長
電話 03-3908-9277